平成２８年第５回矢掛町議会第４回定例会（第１号）

１．会議招集日時　平成２８年１２月６日　午前９時３０分

２．会議の開閉　（開会）　午前　９時３０分
（議事）　午前　９時３０分
（延会）　午前１１時２３分

３．議員の出欠状況

議席番号	氏　　名	出欠等の別	議席番号	氏　　名	出欠等の別
１	花　川　大　志	出	２	川　上　淳　司	出
３	土　田　正　雄	出	４	浅　野　　毅	出
５	山　野　豊　久	出	６	髙　岡　一　万	出
７	笹　井　愛　子	出	８	萩　野　清　治	出
９	植　田　修　弘	出	１０	江　尻　健　二	出
１１	青　江　　茂	出	１２	守　屋　正　晴	出

４．説明のために出席した者の職氏名

町長	山野通彦	副町長	武井道忠
教育長	嶋山英二	総務企画課長	山縣幸洋
町民課長	小川公一	保健福祉課長	松嶋良治
産業観光課長	奥野隆俊	建設課長	津島昭二
上下水道課長	渡邉孝一	教育課長	田中立志
矢掛病院事務長	稲田欽也	会計課長	藤原徳忠
介護老人保健施設事務長	丹下裕之	総務企画課主幹	三宅伸幸
総務企画課主幹	片岡　崇		

５．出席した事務局職員

議会事務局長	奥村栄治	書記	笠行　淳

６．議事日程

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　諸般の報告
日程第４　発議第３号　矢掛町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第５　議案第６６号　矢掛町職員給与条例等の一部を改正する条例制定について

議案第６７号　矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について

議案第６８号　矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議案第６９号　矢掛町保育園条例の一部を改正する条例制定について

議案第７０号　矢掛町賑わいのまちづくり基金条例制定について

議案第７１号　矢掛町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例制定について

議案第７２号　辺地に係る総合整備計画（宇内地区・羽無地区第２期）の変更について

議案第７３号　平成２８年度矢掛町一般会計補正予算（第３号）について

議案第７４号　平成２８年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について

議案第７５号　平成２８年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第２号）について

議案第７６号　平成２８年度矢掛町病院事業会計補正予算（第２号）について

議案第７７号　平成２８年度矢掛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について

議案第７８号　平成２８年度矢掛町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午前９時３０分　開会

○議長（江尻健二君）　皆さん，おはようございます。

師走に入り，今年も残すところ１か月たらずとなりました。皆様には何かと御多用の中，御出席いただき，御苦労様でございます。

ただいまの出席議員は１２名であります。定足数に達しておりますので，ただいまより平成２８年第５回矢掛町議会第４回定例会を開会いたします。

なお，病院管理者におかれましては，診療業務のため，本定例会の会議を欠席させていただきたい旨の申し出がありましたので，御報告申しあげます。

それでは，直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は，お手許に配付のとおりであります。

〜〜

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（江尻健二君）　日程第１，会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は，会議規則第125条の規定により，２番川上淳司君と３番土田正雄君を指名いたします。

〜〜

日程第２　会期の決定

○議長（江尻健二君）　日程第２，会期の決定を行います。

お諮りいたします。今期定例会の会期は，本日６日から１４日までの９日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君）　異議なしと認めます。よって，今期定例会の会期は，本日から１４日までの９日間と決定いたしました。

〜〜

日程第３　諸般の報告

○議長（江尻健二君）　日程第３，諸般の報告を行います。

それでは，町長から挨拶を兼ね報告していただきます。町長。

○町長（山野通彦君）　皆さん，おはようございます。

本年も残すところあと僅かになりましたが，年の瀬を控え何かと慌ただしい中，平成２８年第５回矢掛町議会第４回定例会を招集いたしましたところ，議員の皆様には，公私御多忙な中，御出席を賜りましてまことにありがとうございます。本年最後の定例会ということで，少し時間をいただきまして，所感を述べさせていただきたいと存じます。

今年の夏は，リオ・オリンピックが開催され，日本選手の大活躍により，総メダル獲得数は前回のロンドン大会の３８個を抜き，史上最多の４１個を獲得するなど，多くの国民に感動と希望を与えてくれ，４年後の東京オリンピックでは，更なる選手の活躍が期待されます。

また，先月８日にはアメリカ合衆国の大統領選挙が行われ，民主党のヒラリー・クリントンと共和党のドナルド・トランプが対決し，多くの世論調査を覆し，トランプ氏が勝利をいたしました。次期大統領となるトランプ氏は，ＴＰＰ（環太平洋経済連携協定）からの離脱方針を示し，今後，２国間での強

硬な貿易交渉姿勢を取ることも予想され，日本経済への影響，そしてまた安全保障など，これまでの日米関係にどのような影響が起きてくるのか,不透明な状況下にあります。今後の政府の動向については，十分注視してまいりたいと存じます。

そして国内では，４月の熊本地震，１０月の鳥取地震，また先月，東日本大震災後，最大となるマグニチュード７．４の福島沖を震源とする地震が発生するなど，全国で大きな地震が多発しております。本町においても，８月に大規模な総合防災訓練を実施し，３０年以内に起こるとされる南海トラフ巨大地震を想定し，各地区の小学校で避難所の開設から運営について，町民の皆様に実際に体験していただきながら，町民としても初めての実戦的な訓練を実施させていただき，町民の皆様の防災意識の向上並びに関係機関との連携を図ったところでございます。

そして，三菱自動車の燃費不正問題では，水島製作所で製造している軽自動車４車種が生産停止になるなど，取引のある下請け企業等への影響が心配されました。しかし，日産自動車の資本業務提携による支援や，国，県，市町村等の支援もあり，少しずつですが，落ち着きを取り戻してきております。

我が町のことについてでありますが，昨年「観光元年」と位置づけ，当町では観光振興に力を入れてまいりました。商店街の空き家には新しい店もオープンし，休日にはイベント等でたくさんの観光客が訪れるようになり，新聞やＴＶなどマスコミからも矢掛町が注目されております。引き続き，商工会との連携も強化する中で，民間活力による観光振興を目指し，支援してまいりたいと存じます。

また少子化対策，そして移住・定住などの人口増対策について，今回の補正で一部計上しておりますけれども，その効果も出始めている状況にはございます。

そして，議員皆さんからいろいろいただいた一般質問の具体的な取り組み，あるいは町政懇談会で賜りました御提言等につきましては，今後の町政運営に向けてそれぞれの課題解決を図り，住んでいてよかったと感じられるまちづくり，そして人口増につながる施策を積極的に推進してまいる所存でございます。議員の皆様には，何卒御理解と御協力を賜りますよう，よろしくお願いいたします。

さて，今回の定例会で御審議いただきます案件は，条例の一部改正，及び条例制定について６件，辺地計画の変更について１件，補正予算について６件の計１３件でございます。どうか，適切な御決定を賜りますよう，よろしくお願いをいたします。なお，本定例会におきましては，一般質問をお受けいたすことにしておりますので，どうぞよろしくお願いいたします。

引き続きまして，報告事項を申し上げます。全部で９件でございます。

まず最初に，報告第１号，荒川化学工業株式会社による企業との協働の森づくり事業について御報告申し上げます。

この案件の目的は，町木の赤松の復活と事業化に期待をしている協定でございます。町では，企業による森づくり活動事業を進めておりまして，このほど４件目となります荒川化学工業株式会社との企業との協働の森づくり事業，マツタロウの森協定でございます。

荒川化学工業株式会社は大阪市に本社があり，松脂（まつやに）を精製した樹脂ロジンを使った製紙用薬品などの製造で国内トップクラスを誇る創業140年の歴史のある企業で,倉敷市水島に工場を有し,岡山県とも関わりが深い企業でございます。また，協定名にありますマツタロウは，同企業のマスコットキャラクターである松の妖精の名前でございます。荒川化学工業の事業の柱が松脂を原料とする事業であることと，町としては町木であるアカマツという御縁から協定に結び付いたものでございます。荒川化学工業は，岡山県農林水産総合センターと連携を執り，松枯れ・松食い虫に強い対抗性アカマツの

植林を，平成３９年３月までの１０年間で，亀島キャンプ場の南側に位置する町有林約３．３ヘクタールに約１万本を植林し，アカマツ林の再生を計画しております。先月６日には第１回目の植樹が行われたところでございます。町といたしましては，事業者による協働の森づくり事業を通じて町木のアカマツ復活のきっかけとなることを期待いたしますとともに，亀島キャンプ場の活用をはじめ，企業との交流を図りながら町の活性化，地域社会との交流につなげていきたいと考えておりますので，よろしくお願いいたします。

報告第２号，矢掛病院常勤医師の増員について御報告申し上げます。

かねて，医師の派遣について岡山大学にお願いをいたしておりましたところ，平成２９年２月１日付けで，木村紘爾医師が赴任してまいります。木村医師は現在，福山市民病院に在籍しておられる優秀な外科医であります。議員の皆様におかれましても，格段の御支援を賜りますようよろしくお願いを申しあげます。

報告第３号，外国人アドバイザー活用事業に係るモデル地域への選定について御報告申し上げます。

インバウンドが増加し，インバウンド消費による地域の活性化が注目を集めております。矢掛町では，中国経済産業局が行う外国人アドバイザー活用事業に係るモデル地域の募集に応募し，このたび，そのモデル地区の選定を受けたところでございます。

この事業では，中国経済産業局が日本の歴史・文化に精通している外国人や通訳案内士等のアドバイザーを矢掛の町並みや観光スポットへ派遣し，外国人目線で現地調査を行います。矢掛の観光サービスを外国人の消費拡大という視点から再評価し，気付き事項や課題を提示いただき，高付加価値な観光サービスや商品を開発する取り組みを支援していただくものでございます。なお，この事業には矢掛町のほかにも広島県廿日市市の宮島，竹原市の３地区が選定されております。

矢掛町の観光振興の取り組みが注目を集めている中，この事業を通じまして今後の更なる情報発信等を行うことにより，外国人観光客の集客，消費拡大を通じた地域の活性化につなげていきたいと考えておりますので，よろしくお願いをいたします。

報告第４号，成人式の開催についてでございます。

新しい人生の門出を祝福いたします新成人を対象とした成人式を，年明け１月８日日曜日，午前１０時から，やかげ文化センターにおきまして開催いたします。新成人の該当者は，男子７１名，女子８０名の計 151 名でございます。成人式の実施につきましては，新成人が成人式実行委員会を立ち上げ，式の厳粛さを大切にした企画立案及び当日の式の進行を行います。

議員の皆様には，新春早々，御多忙の時期とは存じますが，お繰り合わせの上，御出席くださいますよう，よろしくお願いを申し上げます。

報告第５号，出初式の開催について御報告申し上げます。

新春の恒例行事であります，矢掛町消防出初式を来年１月２２日の日曜日，午前９時から，やかげ文化センターにおいて挙行いたします。この出初式では，消防殉職者に対します黙祷，新入団員への辞令交付をはじめ，消防業務に功労のあった団員の方々への感謝状の贈呈などを行うことにしております。なお，式典終了後には例年どおり，アトラクションといたしまして，各地区小学校の鼓笛隊による市中パレード，消防団による一斉放水を予定しておりますが，恒例の樽出し・くす玉割りの競技につきましては，弦橋上流の護岸工事のため，今年度は中止とさせていただく予定でございます。

議員の皆様には後日御案内をいたしますので，お繰り合わせ御臨席を賜りますよう，よろしくお願い

を申し上げます。

報告第６号，今月１２月から来年３月にかけまして，やかげ文化センターで開催予定の「クリスマス キラキラ コンサート」，「新春爆笑ライブ in 矢掛」，「日野皓正クインテット」，「秋川雅史＆三好芫山 ウィズ みやこ風韻」，これら４つの催しについて御報告申し上げます。お手許にそれぞれチラシを配付しておりますので，御覧ください。

まず１つ目でございますが，今月２３日の祝日，金曜日に，「クリスマス キラキラ コンサート」を開催いたします。内容といたしましては，昨年の敬老会でも好評でありました辻元姉妹によりますバイオリン演奏，山口聖代氏のピアノ演奏，テノールとソプラノ歌手による歌や演奏に加え，童謡や「ジブリメドレーをみんなで歌おうコーナー」など，出演者と来場者が一緒に楽しむ音楽会となっております。チケット全席自由席で，一般 1,000 円，高校生以下 500 円で，開演時間は午後３時となっております。

２つ目でございますが，来年１月２９日の日曜日，「新春爆笑ライブｉｎ矢掛」を開催いたします。内容といたしましては，テレビ番組「笑点」でもおなじみの三遊亭好楽さんの落語をはじめ，ものまねジェットコースターのノブ＆フッキー，漫才コンビでキングオブコントのチャンピオンにもなった，かもめんたる，ピアノをひきながらのコメディ・ユニットの演奏など，バラエティに富んだ楽しい公演となっております。

３つ目でございますが，２月４日の土曜日，「日野皓正クインテット」を開催いたします。内容といたしましては，日本を代表する世界的ジャズトランペッター日野皓正氏のすばらしい演奏とともに，ゲストにジャズヴォーカリストとして国内外で活躍中のＳｈｉｈｏさんを迎え，ジャズの世界を堪能していただけるコンサートとなっております。

４つ目でございますが，３月１２日の日曜日，「秋川雅史＆三好芫山ウィズみやこ風韻」コンサートを開催いたします。内容といたしましては，「千の風になって」のヒット曲で有名なテノール歌手，秋川雅史氏の素敵な歌声をお聴きいただくとともに，尺八の大御所，三好芫山氏の演奏など，邦楽の醍醐味をお届けいたします。

チケット料金につきましては，３点それぞれ大人 3,000 円，高校生以下 2,000 円でございます。なお，この３公演につきましては，セットで購入した場合，大人 8,000 円，高校生以下 5,000 円でのセット販売も用意しております。開演時間は，いずれも午後３時からとなっております。議員の皆様におかれましても，御家族，御友人をお誘いの上，お越しくださいますよう，よろしくお願いいたします。

報告第７号，将棋第６６期王将戦の開催について御報告申し上げます。

毎日新聞社，スポーツニッポン新聞社，日本将棋連盟が主催する，第６６期将棋王将戦七番勝負第４局が本町で開催されることになりました。開催日は，来年２月１３日月曜日と２月１４日火曜日の２日間で行われ，開催場所は矢掛屋宴処「備中屋長衛門」で行われます。この２日間の王将戦の対局の様子は，文化センターホールと中継して，プロ棋士と女流棋士による大盤解説も行われ，また，将棋王将戦の開催に併せまして，対局前日の２月１２日日曜日には，文化センターで「こども将棋王将戦」も開催いたします。

将棋王将戦は将棋７大タイトルの１つであり，注目度が非常に高いタイトルとなっており，対局の様子はケーブルテレビやＣＳ放送で放映される「囲碁将棋チャンネル」でもネット配信される予定であります。この機会に全国の将棋ファンのみならず，全国に矢掛町をＰＲできるよい機会になればと考えております。

議員の皆様には，王将戦開催にあたりましてＰＲ等御支援を賜りますよう，よろしくお願いをいたします。

報告第８号，第２９回矢掛本陣マラソン全国大会の開催について御報告申し上げます。

旧山陽道の宿場町矢掛を舞台に，健康の増進と参加者のふれあいを深めることを目的に，既に町の一大イベントとして定着しております矢掛本陣マラソン全国大会を，来年２月１９日の日曜日，午前９時から矢掛町総合運動公園を主会場に開催をいたします。本年度は，ハーフマラソン，１０キロメートル，５．７キロメートル，３キロメートルの３コースを，年齢・性別・親子ペアなど，１８部門に分けて健脚を競っていただくことにしております。また，ハーフマラソンと１０キロメートルコースにつきましては，日本陸連の公認コースを取得し，競技性も取り入れた大会となっております。また，これまで5キロメートルで走っております姫様コースにつきましては，参加者大勢の方からの御要望に応えまして，距離を５．７キロメートルに延長して旧山陽道の町並みを通るコースに設定を変更いたしております。

議員の皆様には，御多用のことと存じますが，お繰り合わせ御出席いただき御声援をいただきたいと思います。

報告第９号，「ふれあいのつどい」の開催について御報告申し上げます。

ふれあい会館の講座生によります成果発表と人権啓発の一環として，来年２月２５日の土曜日，改善センターにおきまして，「ふれあいのつどい」を開催いたします。お手許に配付いたしておりますパンフレット等を御覧いただきたいと存じますが，当日は午前１１時から講座生の作品展示，午後１時から舞台発表を行った後，午後２時３０分から，講師として女優 小山明子さんをお招きし，「～夫・大島渚と過ごした日々～妻として・女優として」と題しての講演会を開催いたします。当日は，手話通訳と要約筆記を用意しておりますので，聴覚障害をお持ちの方も是非御来場いただきたいと思います。なお，入場料は無料ですので，お繰り合わせの上，御来場いただきたいと思います。

議員の皆様には，講座生の発表と併せて御聴講いただきますよう，お願いを申し上げます。

以上９件，報告事項でございます。

○議長（江尻健二君）　町長からの報告は終わりました。

次に，議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては，お手許に一覧表を配付いたしておりますので，御覧いただきたいと思います。

また，郵送による陳情の提出がありましたので，陳情文書配付表のとおり配付いたしておりますので，御覧ください。

次に，監査委員から例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので，各自御検討をお願いします。

～～

日程第４　発議第３号　矢掛町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（江尻健二君）　日程第４，発議第３号，矢掛町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

なお，この発議案につきましては，全議員からの発議によるものでございます。

次に提案理由の説明でありますが，全議員による発議ということで，本案件につきましては，会議規則第３９条第２項の規定により，説明は省略したいと思います。

お諮りいたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君）　異議なしと認めます。よって，提出者からの説明は省略することに決しました。これより質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔なし〕

○議長（江尻健二君）　質疑を終結いたします。

これより，討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君）　討論を終結いたします。

ただいまから採決を行います。お諮りいたします。発議第３号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君）　異議なしと認めます。

よって，発議第３号，矢掛町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については，原案のとおり可決決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第５　議案第６６号　矢掛町職員給与条例等の一部を改正する条例制定について
議案第６７号　矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について
議案第６８号　矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議案第６９号　矢掛町保育園条例の一部を改正する条例制定について
議案第７０号　矢掛町賑わいのまちづくり基金条例制定について
議案第７１号　矢掛町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例制定について
議案第７２号　辺地に係る総合整備計画（宇内地区・羽無地区第２期）の変更について
議案第７３号　平成２８年度矢掛町一般会計補正予算（第３号）について
議案第７４号　平成２８年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について
議案第７５号　平成２８年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第２号）について
議案第７６号　平成２８年度矢掛町病院事業会計補正予算（第２号）について
議案第７７号　平成２８年度矢掛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について
議案第７８号　平成２８年度矢掛町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について

○議長（江尻健二君）　日程第５，議案第６６号から議案第７１号までの条例制定案件６件，議案第７２号の辺地計画の変更案件１件，議案第７３号から議案第７８号までの補正予算案件６件の計１３件を一括議題とし，町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山野通彦君）　それでは，議案第６６号から議案第７８号につきまして，提案理由を御説明申し上げます。

議案第６６号から議案第６９号につきましては，条例の一部改正に関するもので，議案第７０号及び議案第７１号につきましては，条例の新規制定に関するものでございます。いずれも地方自治法第９６

条第１項第１号の規定に基づきまして，この議会に提出させていただくものでございます。

まず，議案第６６号，矢掛町職員給与条例等の一部を改正する条例制定についてでございますが，平成２８年人事給与勧告，一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の公布に鑑み，給料表，勤勉手当の支給割合及び扶養手当の額改定並びに介護休暇の分割及び時間の新設について，必要な事項を定めるものであります。詳細につきましては，総務企画課長が説明いたしますのでよろしくお願いをいたします。

次に，議案第６７号，矢掛町税条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，今回の改正は，地方税法等の改正に伴うものであり，申告等により税が増額となった場合の延滞金の計算方法の改正及び外国居住者等所得相互免除法に規定する特例適用利子等又は特例適用配当等の額に係る所得に対して，分離課税することとされた改正に伴うものであります。詳細につきましては，町民課長が説明いたしますのでよろしくお願いをいたします。

次に，議案第６８号，矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，今回の改正は地方税法等の改正に伴い，国民健康保険での特例適用利子等及び特例適用配当等に係る所得の取扱いについて，改正するものでございます。詳細につきましては，町民課長が説明いたしますのでよろしくお願いをいたします。

次に，議案第６９号，矢掛町保育園条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，保育の必要性の認定にあたり，この項目について，国の基準の設定に合わせて改正するものでございます。詳細な内容につきましては，保健福祉課長が説明いたしますのでよろしくお願いをいたします。

次に，議案第７０号，矢掛町賑わいのまちづくり基金条例制定についてでございますが，この議会，私の最高の目玉の議案でございます。平成２７年度を「観光元年」と銘打って，これまでさまざまな観光施策を展開している中，財政調整基金の運用益を活用して引き続き矢掛町における観光の振興を図り，一層の活力と賑わいをもたらすことを目的に基金条例を制定するものでございます。今まで議員の皆様方には，チャレンジという言葉でいろいろなことを推進してまいってきておりますが，少しでも財政面で心配をかけない，積極的に事業推進するために，マイナス金利を上手く活用した錬金術の１つでございます。詳細につきましては，総務企画課長が説明いたしますのでよろしくお願いをいたします。

次に，議案第７１号，矢掛町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例制定についてでございますが，これまで農業委員会は農地法等に基づく許認可業務を主に行っておりました。しかし，このたびの農業委員会等に関する法律の改正に伴いまして，農地等の利用の最適化の推進を行うことが定められ，農業委員会は許認可だけでなく担い手への集積，集約化，耕作放棄地の発生防止・解消などに積極的に取り組んでいくべきことが位置付けられました。主な内容といたしまして，農業委員の選出方法が公職選挙法に基づくものから市町村長が議会の同意を得て任命する方法に変わり，また，農地等の利用最適化の推進に取り組む体制を強化するため，農地利用最適化推進委員を農業委員会が委嘱することになり，その定数を定める条例を制定し，その費用弁償等の額について所要の改正を行うものでございます。詳細につきましては，産業観光課長が説明いたしますのでよろしくお願いをいたします。

続きまして，議案第７２号，辺地に係る総合整備計画（宇内地区・羽無地区第２期）の策定についてでございます。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第１項の規定に基づきまして，この議会に提出させていただくものでございます。現在矢掛町では，この辺

地特別措置法の適用を受ける地区は宇内地区と羽無地区の２地区であり，このたび，両地区について現計画の変更を行うものでございます。この辺地計画の事業に充てることができる辺地対策事業債につきましては，交付税措置が８０パーセントあり，非常に有利な財源として活用させていただくものでございます。詳細につきましては，総務企画課長が説明いたしますのでよろしくお願いをいたします。

続きまして，議案第７３号から議案第７８号までの各会計の補正予算について御説明申し上げます。

なお，議案第７３号から議案第７５号並びに議案第７７号から議案第７８号の一般会計補正予算及び各特別会計補正予算につきましては，地方自治法第218条第１項の規定，議案第７６号の矢掛町病院事業会計補正予算につきましては，地方公営企業法第２４条第２項の規定に基づきまして提出させていただくものでございます。

まず，議案第７３号，平成２８年度矢掛町一般会計補正予算（第３号）についてでございますが，今回の補正額は１１億8,100万円で，補正後の予算総額は９１億6,200万円となります。主な内容といたしましては，お手許に配付しております補正予算の概要を御覧いただきたいと思います。

まず，先ほど説明いたしました，矢掛町賑わいのまちづくり基金条例の制定に関連し，同基金への積立て及びその原資となる財政調整基金の運用益に係る予算計上をいたしております。更には，防災対策を目的とした７割の交付税措置のある緊急防災減災事業債を財源といたしまして，山田小学校の屋外倉庫と屋外トイレの建設並びに海洋センターのプール水を非常用飲料水としても活用できる浄化装置を設置するための関連予算を計上いたしております。また，定住促進施策として，空き家改修補助や住宅リフォーム事業補助並びに子育て支援施策としての誕生祝い金について，実績に基づく増額を計上いたしております。空き家改修補助につきましては，２件分300万円の増，住宅リフォーム事業補助につきましては，１７件増の見込みで350万円の増，誕生祝い金については，１０人程度の増を見込んで145万円の増といたしております。

このほか，職員の給与費等の人件費並びに補助事業の確定に伴います事業費の調整などを計上いたしております。詳細な内容につきましては，総務企画課長・主幹が説明いたしますのでよろしくお願いをいたします。

次に，議案第７４号，平成２８年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についてでございますが，今回の補正は歳入歳出それぞれ400万円を増額し，補正後の歳入歳出総額を２１億5,400万円とするものでございます。主な内容といたしましては，歳出では，人件費等の事務費，退職被保険者の減少及び出生数の増に伴う保険給付費の見直し，歳入では，特定健診等負担金及び保険基盤安定負担金等の交付決定に伴うものでございます。詳細な内容については，町民課長が説明いたしますのでよろしくお願いをいたします。

次に，議案第７５号，平成２８年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第２号）についてでございますが，今回の補正額は，保険事業勘定につきましては歳入歳出それぞれ200万円を追加し，補正後の歳入歳出予算の総額を１９億2,600万円とするものでございます。内容といたしましては，給与費の調整と，マイナンバー制度に係る電算委託料の計上でございます。

次に，サービス事業勘定につきましては，歳入歳出それぞれ140万円を減額し，補正後の歳入歳出予算の総額を，1,260万円とするものでございます。内容といたしましては，給与費の調整でございます。詳細につきましては，保健福祉課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

次に，議案第７６号，平成２８年度矢掛町病院事業会計補正予算（第２号）についてでございますが，

内容は，収益的収支につきまして，費用は医療器械でありますＣＴの修繕等に 2,400 万円を補正をしております。収益は実績見込みを精査する中でそれと同額を計上し，収支均衡予算で調製いたしております。詳細な内容につきましては，病院事務長が説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に，議案第７７号，平成２８年度矢掛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）についてでございますが，今回の補正額は，歳入歳出それぞれ 100 万円の減額で，補正後の予算総額は，２億 3,600 万円となります。主な内容といたしましては，消費税及び各施設管理委託料の確定に伴うものであります。詳細につきましては，上下水道課長が説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に，議案第７８号，平成２８年度矢掛町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）についてでございますが，今回の補正額は歳入歳出それぞれ 200 万円の増額で，補正後の予算は，１２億 800 万円となります。主な内容といたしましては，一般管理費のうち委託料の増額及び施設管理費のうち施設管理委託料の減額によるものであります。詳細につきましては，上下水道課長が説明いたしますのでよろしくお願いをいたします。

以上が，議案第６６号から議案第７８号までの提案理由及び説明でございます。審議の上，よろしくお願いをいたします。

○議長（江尻健二君）　町長から提案理由の説明が終わりました。

次に，議案の説明を求めます。総務企画課長。

○総務企画課長（山縣幸洋君）　〔議案第６６号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君）　町民課長。

○町民課長（小川公一君）　〔議案第６７号，議案第６８号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（松嶋良治君）　〔議案第６９号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君）　総務企画課長。

○総務企画課長（山縣幸洋君）　〔議案第７０号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君）　産業観光課長。

○産業観光課長（奥野隆俊君）　〔議案第７１号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君）　総務企画課長。

○総務企画課長（山縣幸洋君）　〔議案第７２号，議案第７３号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君）　お諮りいたします。ここで１５分程度休憩いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君）　異議なしと認めます。よって，１０時５０分まで休憩いたします。

午前１０時３８分　休憩

午前１０時５０分　再開

○議長（江尻健二君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開きます。総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（三宅伸幸君）　〔議案第７３号，事項別明細について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君）　町民課長。

○町民課長（小川公一君）　〔議案第７４号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君）　保健福祉課長。

〇保健福祉課長（松嶋良治君）　〔議案第７５号について説明記載省略〕

〇議長（江尻健二君）　矢掛病院事務長。

〇矢掛病院事務長（稲田欽也君）　〔議案第７６号について説明記載省略〕

〇議長（江尻健二君）　上下水道課長。

〇上下水道課長（渡邉孝一君）　〔議案第７７号，議案第７８号について説明記載省略〕

〇議長（江尻健二君）　提案理由の説明並びに議案の説明が終わりました。

〜〜

〇議長（江尻健二君）　お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて延会とし，次の本会議を明日７日の午前９時３０分から再開いたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（江尻健二君）　異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会とし，明日の午前９時３０分から再開することに決しました。それでは，本日はこれをもって延会といたします。

皆さん，お疲れ様でございました。

午前１１時２３分　延会

平成２８年第５回矢掛町議会第４回定例会（第２号）

１．会議招集日時　平成２８年１２月７日　午前９時３０分

２．会議の開閉　（開会）　午前９時３０分
　　　　　　　　（議事）　午前９時３０分
　　　　　　　　（散会）　午後１時１８分

３．議員の出欠状況

議席番号	氏　　名	出欠等の　別	議席番号	氏　　名	出欠等の　別
1	花　川　大　志	出	2	川　上　淳　司	出
3	土　田　正　雄	出	4	浅　野　　　毅	出
5	山　野　豊　久	出	6	髙　岡　一　万	出
7	笹　井　愛　子	出	8	萩　野　清　治	出
9	植　田　修　弘	出	１０	江　尻　健　二	出
１１	青　江　　　茂	出	１２	守　屋　正　晴	出

４．説明のために出席した者の職氏名

町　長	山野通彦	副町長	武井道忠
教育長	嶋山英二	総務企画課長	山縣幸洋
町民課長	小川公一	保健福祉課長	松嶋良治
産業観光課長	奥野隆俊	建設課長	津島昭二
上下水道課長	渡邉孝一	教育課長	田中立志
矢掛病院事務長	稲田欽也	会計課長	藤原徳忠
介護老人保健施設事務長	丹下裕之	総務企画課主幹	三宅伸幸
総務企画課主幹	片岡　崇		

５．出席した事務局職員

議会事務局長	奥村栄治	書　記	笠行　淳

６．議事日程

日程第１　一般質問　１番，７番，３番，２番，８番，４番

～～

午前９時３０分　開議

〇議長（江尻健二君）　皆さん，おはようございます。

昨日の会議に引き続き，御苦労様でございます。

ただいまの出席議員は１２名であります。定足数に達しておりますので，直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は，お手許に配付のとおりであります。

～～～

日程第１　一般質問　１番，７番，３番，２番，８番，４番

〇議長（江尻健二君）　日程第１，一般質問を行います。

お手許に一般質問の一覧表を配付しておりますが，今回の一般質問は６名の方々であります。質問の順序は通告順といたします。

では，まず１番，花川大志君お願いします。１番，花川君。

〇１番（花川大志君）　議席１番，花川でございます。

通告事項，矢掛町の教育行政における英語学習について，早速，質問を始めさせていただきます。

第６次矢掛町振興計画「輝く未来，笑顔あふれる町づくりプラン」における「学ぶ環境づくりと教育の総合的な推進」を重点目標とした具体的な取り組み施策のひとつである町内公立の保育園・幼稚園・小学校・中学校へのＡＬＴ，つまり外国語を教える外国人講師の配置及び系統的な英語学習，現在これを「ＹＡＫＡＧＥ　ＰＬＡＮ」と銘打って，施策展開していると承知しております。「ふる里やかげを愛し，ふる里やかげに貢献するたくましい子ども－保・幼・小・中・高のつながりを大切にして－」という子ども像の実現を重点施策の指針として推進される諸々の教育行政施策の中にあって，そのスローガンどおり，この「ＹＡＫＡＧＥ　ＰＬＡＮ」は子どもたちの未来も含めたこれからの矢掛の町づくりに大いに関わってくる大変有意義なカリキュラムであると，私は思っております。

まず，外国語学習活動の充実を図る当該指導計画「ＹＡＫＡＧＥ　ＰＬＡＮ」を基に，その概要と推進の状況はどうなっているのか，御解説ください。

また，文部科学省が進める「英語でのコミュニケーション能力」を養う活動型学習について，本町の公立園，学校への対応の現状と連携の進捗状況について，担当課長さんに御答弁を求めます。

よろしくお願いいたします。

〇議長（江尻健二君）　教育課長。

〇教育課長（田中立志君）　それでは，１番，花川議員さんの１点目の御質問であります，矢掛町内におきましての英語指導の実態と概要ということにつきまして，教育課よりお答えをさせていただきます。

本町におきましては，今から遡ること２８年前になろうかと思いますが，昭和６３年に町独自の外国人招致ルートというものを開拓いたしますとともに，外国語指導助手を招致いたしまして，町内の子ども達が遊びを通して外国人と触れ合い，また他国の言語や文化，習慣などに接する機会を設けております。

以来，事業を継続しておりまして，現在５名の外国語指導助手を任用いたしまして，保育園・幼稚園へは２名，小学校へは２名，そして中学校へ１名と派遣しておりまして，日常生活を通した触れ合いや外国語活動，教科としての英語授業を行っておるところでございます。

その指針となりますのが，議員の御質問にもございましたが，平成１９年度にまとめました「ＹＡＫ

ＡＧＥ　ＰＬＡＮ」というものでございます。この中で，園児や児童・生徒の発達段階に応じた外国語活動と，それから英語でのコミュニケーション能力の向上を目的といたしまして，１０年間を見通した系統的な外国語活動の年間計画及び主な教材をまとめております。

次に，本町の活動実態ということについてでございますが，現在の学習指導要領におきましては，小学５年・６年で年間３５時間の外国語活動が義務付けられておりますが，本町では，就学前の４歳・５歳で年間２０時間，小学校１年生から４年生で年間２６時間の外国語活動を実施しております。学習指導要領で義務付けられました５・６年生の外国語活動へ，そして更には，中学校の教科の英語へと体系的につなげているというのが，実態でございます。

なお，こういった本町独自の英語への取り組みにつきましては，学習指導要領で義務付けられました教科の履修時間とは別に，追加して行っているものでございます。

更に，学校や幼稚園・保育園でのこうした活動に加えまして，本町の良さを広く世界に発信できるグローバル人材の育成ということを目的といたしまして，まさに，活動型の学習と申し上げてもよいかと思いますが，毎月１回，希望者を対象に外国人指導者によります「英語であそぼう」という事業を行っているところでございます。

なお，本年１０月，これは新聞記事でも紹介をしていただいたところでありますが，新規の事業といたしまして，小学生を対象とした英語イベントで楽しみながら英語に親しんでもらうということを目的といたしまして，「イングリッシュ・デイ」これを本年度は２か月に１回のペースで行う予定にいたしております。

また，中学生を対象とした英会話教室「イングリッシュ・クラス」を，今月１２月から毎週実施することにしております。

今後につきましては，学習指導要領の改訂に合わせまして，小学校におきます外国語活動の時間数の増設，それから英語でコミュニケーションをとろうとする姿勢の育成というものを目的とした「イングリッシュ・キャンプ」といったものを，これは体験活動ということになりますが，こういったものについても増やしていきたいというふうに考えております。

また，「コミュニケーション能力に関する幼・保・小・中の連携進捗状況はどうか？」といった御質問でございますが，これにつきましては，以上のような取り組みから判断いたしまして，概ね順調に進んでいるものと考えておりますので，よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（江尻健二君）　１番，花川君。

○１番（花川大志君）　御答弁，まことにありがとうございました。

義務付けられた履修時間以上の英語学習の実施，また，外国人講師との日常的な触れ合いの中で，文化・習慣の違いの習得，そして小学生・中学生それぞれを対象として矢掛町の良さを世界に発信できるグローバル人材の育成を目的とした事業の実施は，まさに英語学習を通じた矢掛の町づくりを実現する取り組みと私は思います。

教育課長さんの御答弁にもありましたが，今月から３月まで毎週月曜日に行われる中学生を対象とした英会話レッスン「イングリッシュ・クラス」の募集用紙には，矢掛町が目指す子ども像を表したスローガンとともに，「家庭・学校・地域が連携し，豊かな心を育み，地域で活躍できる人材の育成に取り組む」との一文が記されておりました。

このように，明確に施策の意義や方向性が示されたプログラムの企画・実施について，この施策の申込み締切りの先月下旬，私自身，地域の保護者の方々に感想をお伺いしたところ，正規の授業以外でこのような企画，英会話教室を実施していただけることについては，大変評価され，喜んでおられました。

子育て世代保護者の潜在的要望は，サンプルは少ないものの，我が子に英会話ができるようになってほしいとのお声が多くありました。

一方，学校における外国語の義務学習についての現状はどうでしょうか。英語学習における英語を話す力，コミュニケーション能力を養う授業の実施については，教員に専門分野外の英語での会話が求められるなど，さまざまな懸案事項が推察されます。

こういったことへの対処として，例えば，中学生を対象としたチャレンジワークのように，授業のみならず地域の人々や事業所，働く場所での労働体験を経た中で将来の生き方を考え，目標に向かって積極的に生活・学習に取り組むことで身に着く課外実習もあります。

そこで，同じように英語授業におけるコミュニケーション能力を指導する上で，身に着く授業の在り方や進め方についての有為な方向性について，教育長さんの御見解をお伺いいたします。

御見解を伺う上で，コミュニティスクール，つまり学校運営協議会制度を活用することに意義があるか否か，所感をお聞かせください。

本来の趣旨に合致しないかもしれませんが，住民参加，地域の活性化という点では，この制度の共同作業は英語学習の有意義な推進に資するプログラムを構築できるのではと私は推察しております。

また，教育委員会さんが策定された「やかげ子育て３か条」においても，「一人じゃないよ 地域の中で子育てを」と謳われているように，多少子育ての意味合いが違うかもしれませんが，実地の英会話体験が多様な関係者との交流の中で行われるような，矢掛町ならではの教育支援プログラムが企画できないでしょうか。

併せて教育長さんに御見解をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（江尻健二君）　教育長。

○教育長（嶋山英二君）　１番，花川議員さんの再質問にお答えをさせていただこうと思います。

最初に，私たちの世代はですね，中学校から英語を勉強しましたけれども，その内容というのは，ほとんどが文法的なですね，平たい言葉で言えば大変難しいことを勉強した記憶がございまして，今現在，私にコミュニケーション能力がついているか，英会話ができるかというと，残念ながらそれを勉強しておりませんし，なかなか厳しいものがございます。そういう状況がですね，今後，あってはならないというふうに常々思っているところでございます。

最初に，学校運営協議会の中でという御指摘がございましたけれども，これはですね，各小学校，中学校区の中の学校運営協議会の中でそういうことを話題にしていただいてですね，ここではやっていこうということになれば，どんどん進めていただきたいなというふうに思っております。教育委員会として，それをぜひやってほしいとか，そういうことはいかがなものかなというふうにも思っているところでございます。

これからの社会においては，急速なグローバル化の進展の中で英語力の向上を目指すことは極めて大事であるというふうに考えております。

そして，現在の予定では，文部科学省のほうとしては，平成３２年度から，早ければ前倒しで３０年度になるかわかりませんけれども，小学校の３・４年生で外国語活動が週１時間必修となります。そし

て,コミュニケーション能力の基礎を養うとともに,言葉への関心を高めることが求められております。

更に，５・６年生の高学年では週２時間が教科として身近なことについて聞く・話すに加えて，読む・書くといった態度の育成を含めたコミュニケーション能力の基礎を養うことが求められております。

これからの英語活動，英語学習においては，何よりも英語を使ってしっかりコミュニケーションができる，そういう力を育んでいくことが重要であろうと考えております。このコミュニケーション力をただ単に学校教育の中だけのものに終わらせず，やはり地域社会の中でさまざまな場面で，また，さまざまな場所で培った力を発揮できるようになってほしいということを思っております。

まさに,活用する力が求められているんだろうと思います。その活用する力をしっかり育むためには,何よりもまず指導する教員の専門的なコミュニケーション力が求められておりますのは当然のことでございます。

中学校には専門的な能力を持つ英語担当教員が配置されておりますことは，周知のとおりでございますけれども，小学校の先生方の英語力，コミュニケーション力をいかに高めていくかが，これは矢掛町だけではなくて全国大きな，極めて重要なことであろうというふうに思っておるところでございます。

そのために，矢掛町としましては，県の教育委員会と連携をしながら小学校の先生方に英語の力をつける，そういうことを対応してまいる所存でございます。そして，身に付く授業のあり方等につきましては，できるだけ幼いころから，遊びと自然な日々の生活の中で楽しく英語での会話等コミュニケーション力を育んでいくことが重要と考えております。

そのために，教育課に専属の外国語指導者を配置していただいたおりまして，幼稚園・保育園・小学校に就学する前の取り組みを重視しているところでございます。言うまでもなく，英語嫌いを作ったのでは何もなりませんので，その点は十分配慮してまいりたいというふうに思っているところでございます。

今後，以上のような英語活動，学習に取り組んだ小・中学生が，更に，高校生が賑わいの町づくりが進むこの矢掛の町で外国の方を相手に英語等の外国語で触れ合うなど，活躍する方が見られるようになるかもしれません。私も大変楽しみにしております。

御指摘の教育支援プログラムの構築に向けましては，今すぐとは申し上げられませんけれども，地域の中でどなたかが中心となって子どもたちを巻き込んで取り組んでいただけましたら，教育委員会としても支援をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

お答えになったかどうかわかりませんけれども、以上で花川議員さんへのお答えとさせていただきます。

○議長（江尻健二君）　花川君。

○１番（花川大志君）　御答弁，まことにありがとうございました。

さまざまな観点から教育長さんの本町における英語学習への御見解をお伺いをした中で，平成３０年度からは,小学校５・６年生でいえば外国語活動時間は現行の３５時間から年間７０時間と２倍になり,必修科目となるとのこと，さまざまな対処・対応の必要性を教えていただきました。

ゆえに，そこに地域とか住民参加とか，また，親育て・孫育てなどのキーワードが入り込む余地があるのかなと私自身思っております。

教育長さんの御答弁の中に「賑わいの町づくりが進むこの矢掛の町で，外国の方を相手に英語等の外国語で触れ合い活躍する子どもたちの姿を楽しみにしている。」とのお言葉がありました。全く私も同感

でございます。前段から申し上げているとおり，英語学習はこれからの矢掛の町づくりに大いに関わってくると私は考えています。教育の問題と町の進行を同じテーブルで語ることは多少違和感があるかもしれませんが，私はあくまで子どもの視野と経験値を高める観点から，矢掛のまちなかを英語学習のフィールドとすることができないかと考えています。すなわち，まちなかで行う英会話を使ったコミュニケーション力を養う体験型教育支援プログラムの構築でございます。

平成２７年度「観光元年」を掲げて観光振興に乗り出して以来，旧山陽道の宿場町やかげは中国経済産業局から外国人旅行者誘致消費拡大モデル地区に選ばれたことは皆様周知のとおりでございます。

また，矢掛の宿場祭り大名行列実行委員会さんは，来年４月，アメリカ，カリフォルニア州サンフランシスコで開催される「第５０回サンフランシスコ桜まつり」にて，一大時代絵巻であります大名行列を披露するべく海を渡ります。いずれも，そのテーマは故郷やかげの歴史・文化の発信とともに，インバウンド需要の喚起，つまり，外国人観光客の誘致による賑わい創出であり，その先にある経済振興であろうと考えられます。

ここでは，経済振興はさておき，そういったキャンペーンや催しが功を奏し，外国人観光客が矢掛を訪れることがそう遠くない時期に実現することを願うわけですが，さまざまな国の外国人観光客がまちなかのそこかしこに散策するという特別な空間は，先ほど教育長さんも思い描かれたとおり，矢掛の子どもたちの英語学習，とりわけ英語でのコミュニケーション力を習得する最高の教室になるのではないかと私は思います。

語学学習のみならず，さまざまな国の人々とのちょっとした出会い，関わりは，それだけで子どもたちのあらゆる可能性を引き出すように思います。これは，矢掛を訪れる外国人観光客にとっても思わぬ旅の良い思い出になるかもしれません。そして，それはリピートにつながり，矢掛の子どもたちはこのような特別な空間，有意義な場を永続的に身近に享受でき，町の振興計画の基本目標の１つである，未来を担う次世代を育み自己啓発を進めるまちづくりを達成できるのではないでしょうか。

そこで，山野町長さんにお伺いいたします。英会話によるコミュニケーション力を養う学習を基調とした矢掛町ならではの教育支援プログラムの構築，教育長さんは地域の力が先導すれば教育委員会としても支援したいとの御見解を示されましたが，山野町長さんにはインバウンド対応の醸成等，ある意味産学連携というくくりの中でこういったプログラムへの御見解をお聞きしたいと思いますので，御教授のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（江尻健二君）　町長。

○町長（山野通彦君）　花川議員の再々質問になろうかと思いますが，非常に今の時期重要で，よきタイミングの提案であろうかというふうに認識しております。

まず，学校関係の教育長の方からいろいろな事項のお話がございましたが，私自身も非常に，英語は国も力を入れてますし，矢掛町も教育委員会が一生懸命やってくださっていると評価をしております。

そういう中で，これからＹＡＫＡＧＥ・ＰＬＡＮ等々あるわけですが，町といたしましては，教育委員会のやる英語学習については，積極的な支援をしていこうというふうに思っていますし，この２８年度においても，ＡＬＴの単独の町費での外国人を支援して採用したりしておる状況でございます。

そういう中で，学校と教育と町づくりのお話でございますが，まずですね，矢掛町の外国人対策は全くこれからであります。そういうタイミングの御質問ということで有意義があるというふうに申し上げてございますが，御存じのように，幸いにして国のアドバイザー活用事業モデル地区に認定されたとい

うことでございますが，その中の内容が，これから矢掛町へ外国人の方が来られて，何カ国の人が来られるか分かりませんが，いろいろいいところ，問題点等々の指摘をしていただくかなぁというふうに思います。

そういう中では，もちろんハードの面もございましょうし，ソフト面もあるというふうに思っておりますが，その中に語学というのも当然出てくるだろうというふうに思います。まぁ，現実見ていただいて，まだまだ今スタートした観光元年から僅か１年半，当然，日本人の方々の体制を今，整えつつある。今のガイド１５名の人もおられますが，ちょっとその方々が英語を話せるかどうかも分かりませんが，この体制はこれからだろうというふうに思っております。そういうことの中から，これから外国人対策の対応というのは，今後というふうに受け止めていただいて，今の御質問はですね，教育との連携ということでございます。

今，お話を聞いていただいてもですね，すぐそういう体制が教育委員会の中でできているとは思いませんし，これからそういうふうに向けた体制で教育長も数年先にはそういうまちなみで会話ができていることを楽しむという状況にあります。ということでございますので，議員のこのたびの提案というのは，貴重な提案と受け止めましてですね，今後の町の観光，それから，今ずっと頭のイメージでですね，花川議員の質問を聞いて，あぁ，こういう町がくればいいかなぁというのが私の期待感であります。

ぜひですね，そういう形になることを期待するとともにですね，今日の提案は貴重に受け止めながら，また，いろいろな知識経験者等々のお知恵もいただいてですね，そういう形になった時にきちっと対応できるように頑張っていきたいというふうに思いますので，よろしくお願いいたします。

○議長（江尻健二君）　花川君。

○１番（花川大志君）　いろいろと御答弁ありがとうございました。

観光事業に従事していた者として私が感じるのは，町長さんもおっしゃるとおり矢掛町のインバウンド対策，枠組みが段々ものすごいスピードで進んでいくのに比べまして，ソフト事業，我々の受入れ態勢がまだまだ追いついていない，その一環は，要するにこの語学学習からやっていくのが一番矢掛にとって有意義なのではないかという思いの中から，この教育支援プログラムを提案をさせていただきました。一歩がないと百歩がないということでございます。いつのタイミングでもよろしいから，そういったインバンド対策を醸成する芽をつくっていただきたい。それが今次の提案の趣旨でございます。

まちなかでは，既に矢掛小学校６年生の児童が観光ガイドを体験学習として実施されました。町について今まで知らなかったことを発見できてよかったとのコメントが児童から出されておりましたが，こういう実例からすると，英会話でのガイド体験学習も子どもたちにとってまた違う発見があるかもしれません。こういったことが実現することも，私は賑わい創出，常々申し上げてまいりました町民をまちなかへと誘う施策の１つとして捉えたいと思っております。

子どもたちの未来，そして観光振興の未来，双方にとって有意義な教育支援プログラムの構築が進められることをお願いして，私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（江尻健二君）　次に７番，笹井愛子さんお願いします。７番，笹井さん。

○７番（笹井愛子君）　議席７番，笹井でございます。

介護保険に関連した質問をさせていただきます。

現在，介護保険を利用されておられない健康な高齢者に対して，奨励を促進するための提案と行政の

お考えをお尋ねいたします。好むと好まざるとに関わらず，誰もが年を重ねていきます。2016 年に厚生労働省が発表した日本人の平均寿命は，女性が８７歳で世界第２位，男性は過去最高の８１歳と長寿の記録を更新しています。

その一方で，介護を必要とされている高齢者が年々増加しています。最近のデータでは，全国で６５歳以上の人で介護のために家族に負担を余儀なくされておられる方が約 462 万人おられます。今後，団塊の世代が７５歳以上になる 2025 年には 730 万人まで増えると予想されています。こうしたことから，国は 2000 年に介護保険制度を発足しました。

現在，多くの高齢者が利用され，恩恵を受けておられます。矢掛町でも平成２７年度では要介護認定者が 1,100 人，そのうち介護サービスを利用されている方が 970 人おられます。しかし，歳をとったからといって，必ずしも介護を受けることなく自分らしく生きておられる方も多くおられます。

特に矢掛町では，高齢者福祉活動として，いきいきサロン，お達者教室，自治体ボランティア活動などが活発に行われ，誰もが心と体が健康でありたいと願っています。

８０歳を過ぎても介護保険に頼ることなく，はつらつと老後をお過ごしの超高齢者に対して奨励の意味を込めて何がしかのしるしを差し上げることにより，気力の向上につながるものと考えます。

矢掛町では，国民健康保険において１年を通して医療保険を使わなかった２６世帯の方々に，健康家庭表彰という形で表彰されています。介護保険につきましても，同様に，介護保険のお世話にならず財政的に貢献されている８０歳以上の超高齢者に対し，健康づくり表彰制度をぜひお考えいただきたく提案いたします。

保健福祉課長の見解をお聞かせください。

○議長（江尻健二君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（松嶋良治君）　７番，笹井議員さんの御質問にお答えします。

介護保険を利用されていない健康な高齢者への奨励を，との御提案であり，矢掛町の具体的な人数も御紹介いただきました。

多少，議員さんと重複する部分もあろうかとは思いますが，少し整理をしてみたいと思います。

平成２７年度末の状況でございますが，６５歳以上のいわゆる第１号被保険者は 5,373 人で，要介護認定を受けている方は 1,109 人おられます。そのうち，実際に介護保険サービスを利用されている方は 973 人。つまり，介護保険を使われていない健康な高齢者は 4,400 人いらっしゃることになります。これを８０歳以上の方に限って言いますと，人数は 2,033 人，そのうち介護保険サービスを利用している方は 629 人，つまり介護保険を使われていない８０歳以上の方は 1,404 人ということになります。御提案の介護保険サービス未利用者への奨励については，６５歳以上では 4,400 人，８０歳以上でみても約 1,400 人という数からみますと，奨励の対象とするにはかなり多い人数となっております。

奨励の制度づくりではなく，健康で元気にお過ごしの高齢者の方については，引き続き長く健康でいただくためには，現在進めている特定保健指導や健康相談業務などの健康づくりに関する活動を更に推進し，高齢者の能力活用と生きがい増進のための講座の充実や，サロン等への支援が重要と考えています。

また，介護保険に限ったことではありませんが，何事も日頃の予防というものが非常に重要であると考えております。予防事業，例えば，お達者教室やミニお達者教室などをご利用いただき，健康寿命を延ばしていくことが御本人の金銭的負担も少なく済み，なにより健康という財産を手に入れられること

になり，御本人そして御家族の幸せにつながっていくことになります。

また，介護予防・日常生活支援総合事業において住民主体の支援も想定しており，高齢者自身が支援の支え手となり，地域での社会参加を通じて自身の介護予防につなげていただきたいと考えていますので，御理解いただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（江尻健二君）　笹井さん。

○７番（笹井愛子君）　保健福祉課長から，介護保険に関して御説明と今後の方向性をお示しいただき，ありがとうございました。

健康づくりのために日々努力を重ね，介護保険を使わない組の高齢者の方々に誇りとなるような表彰制度をぜひ考えていただけることを期待して次の質問に入ります。

高齢者の介護に対する優遇処置について質問いたします。また，老々介護をされている御家庭に対して，行政の対応と今後の抱負についてお尋ねいたします。現在，超高齢者と言われる方は，戦後の動乱期に家族のため，地域のため，額に汗して今日の安定した社会の礎を築いてこられました。しかし，社会は大きく変化し，少子高齢化の時代とともに核家族が進んでいます。矢掛町には，７５歳以上の方が2,947人，８０歳以上の高齢者だけで暮らす家庭が151件あり，核家族現象に伴う老々介護の家庭が今後増えると予想されます。

今年４月，兵庫県で７９歳の妻を８２歳の夫が殺害した悲惨な事件がありました。長年の介護により肉体的・精神的に疲弊した上での犯行に，裁判員裁判で被告を大きく非難できないと寛大な判決をしていますが，介護による悲惨な事故を防ぐため，介護相談ができる行政窓口や介護の総合的な支援サービスが受けられる場所など，必要不可欠とされていることについて，矢掛町の状況を保健福祉課長，御説明ください。

○議長（江尻健二君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（松嶋良治君）　２つ目の御質問，高齢者の介護に対応する優遇措置についての中で，矢掛町の相談体制等の状況を，ということでございます。

現在，矢掛町では，７５歳以上の単身者，８０歳以上のみの家族をピックアップして，自宅を訪問して声掛けをしたり，体調とかの様子を尋ねたりする，高齢者見守り支援員１名を配置しております。特に注意が必要と思われるお宅には，重点的に訪問を行い，介護保険制度の説明を行うなど，見守り活動に力を入れております。

また，地域の民生委員児童委員さん，社会福祉協議会の福祉委員さん，更には，老人クラブでも，それぞれの地区で見守りを行っておられます。

介護に関する相談については，保健福祉課内の地域包括支援センターに介護支援専門員，保健師，社会福祉士といった専門職が日頃から相談業務に携わっておりますので，少しでもお困りのことがございましたら，遠慮なくお声掛けいただきたいと思います。

困難事例につきましては，今後，「地域ケア会議」という専門職のチームが組織立てて対応を検討していく仕組みづくりを今後確立していきたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

○議長（江尻健二君）　笹井さん。

○７番（笹井愛子君）　御答弁ありがとうございました。

次に，高齢者介護の家庭に対して，また，老々介護をされておられる家庭に対して，行政はどのよう

な優遇措置をとられているのでしょうか。

訪問介護のヘルパーさんを頼めば，介護度などによって多少の差はあると思いますが，１時間あたり個人負担が 230 円かかります。１割分が個人負担であれば，実質的に１時間 2,300 円かかることになります。家庭の事情などで，ヘルパーさんに頼らず高齢者の介護をされておられる家庭に対して，それに見合う介護手当の支給をしていただけないでしょうか。

現行では，１か月１万円の居宅介護手当を支給されているようですが，この額をせめてヘルパーさんに支払う３０分ぶんの手当として月額３万円程度の増額を提案いたします。この支給により，介護サービスを受けておられる家庭の減少とともに，経済的・精神的に励みになると思います。

これらの高齢者介護に対する優遇処置について，保健福祉課長に所見をお尋ねいたします。

○議長（江尻健二君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（松嶋良治君）　再質問にお答えします。

現在，矢掛町には，議員さん御承知のとおり，寝たきり老人等介護手当という制度がございます。これは，６か月以上寝たきりの御老人を在宅で看護・介護している方に対して，月額１万円の手当を支給するというものでございます。

この介護手当は，寝たきりの高齢者が対象でありますが，高齢で生活が不自由になると，寝たきりとまではいかないにしても，例えば，介護用品費用が多くかかる方，食事作りに苦労されている方，交通手段にお困りの方など，さまざまなお困りのケースがございます。

そういった方々に対して，例えば，紙おむつなどの介護用品を，年７万８千円分を上限に支給し，御家族の経済的負担を軽減する家族介護用品支給事業であるとか，バランスのとれた弁当を提供し，その費用の一部を助成する配食サービス事業，更には，外出や移動が困難な方に対し，タクシー代の一部を助成する福祉タクシー助成事業などを所得要件が条件になる場合もありますが，６５歳以上の高齢者のみの世帯などに対して実施しているところでございます。

介護手当の増額は，在宅で介護をされていらっしゃる方の御苦労に報いるのには確かに意味のあることだと思いますが，町としては出来るだけ広く，つまり出来るだけ多くの方に，出来るだけ多くのケースに対応できるサービスを引き続き提供していきたいと考えておりますので，御理解いただきたいと思います。

なお，既存の制度のみでは対応困難な事例がありましたら，保健福祉課で個別に対応させていただきますので御相談いただければと思います。

よろしくお願いします。

○議長（江尻健二君）　笹井さん。

○７番（笹井愛子君）　いろいろな角度で御説明をしていただき，ありがとうございました。

高齢者介護に関しましては，今後ますます最重要課題となります。

本日，介護保険と高齢者介護に関する質問をさせていただきましたのは，過去の時代を乗り越えてこられた高齢者の方々が今後生きていただく上で，心の拠り所になればと，最小限の提案をさせていただきました。

課長の御答弁の中で，高齢者見守り支援員が１人おられるとのことでしたが，１人では十分な対応ができないのではと感じました。また，御答弁いただきましたさまざまなことにつきましては，他市町村でもおおかた行っているところです。

本日提案させていただきました事柄につきましては，予算に限りがあるので，また，対象人数が多いのでできないという印象を受けましたが，知恵を絞り，振れない袖を振る努力こそが行政のあるべき姿ではないでしょうか。

小さな町でも，きらりと光る矢掛町であってほしいと願っています。

最後に，山野町長にお尋ねいたします。少子高齢化時代を迎え，高齢者福祉に対する総合的抱負をお聞かせください。

○議長（江尻健二君）　町長。

○町長（山野通彦君）　かなり幅の広い大きな問題であります。全体の話をすれば非常に長くなりますが，高齢者介護福祉ということでございます。

これの内容を語る前に，今の時代はどうかということを対極的に見る時期ではないかなというふうに思ってます。

内容等につきましては，高齢者福祉は，私は，矢掛町はかなり進んだ町ではないかなと思います。早くからいろいろな財源が限られた中で，到底今だけの福祉は単町ではできません。そういう中で，基金を活用しながら,いろいろな財源の穴埋めをしながら現在の制度が成り立っておるということの理解と，もう１つはですね，高齢者の方々，今，質問される趣旨のことは全く私も同感でありますが，それで知恵と工夫となりますと，今，国自体この高齢者の問題の介護と医療については，どちらかと言えばこれから負担がかかってくる制度に変わりつつあります。そのくらい，内容がある程度見直さなければならない実態が来ておるということでございます。

その国の構成というのは，これから当初予算に向けて，今現在，新聞にもいろいろ出ておりますが，やっぱり裏付けはこの高齢者の時代とそして財源の問題になってくるだろうというふうに思います。

それを受けて，市町村でもきめ細かな対応をしてきておりますが，また議員さんの角度から言わせれば，こういう面がということの指摘でありまして，その１つ１つは，言われることは基本的には理解ができるというふうに思います。

提案につきましては，また担当課とも分析してですね，できることはやるし，無理な面もあるかもわかりませんが，その辺はまた御理解をいただかなければならないというふうに思ってます。予算をまた来年のを見ていただければ結構なんですが，高齢者福祉の予算というのは，老人福祉費だけでも３億2,000 万円ぐらいあります。そしてまた，老人医療費では３億円，一般会計だけでも６億円ぐらいな予算化がされております。そういう中で，まだ国保会計で言えば，高齢者で１４億円ぐらいな予算が医療費で入ってますし，介護保険については，１６億円が入っております。これを合計すると，３６億円ぐらいな高齢者向けの予算が今，されておるということでございます。

今現在，これは大きな予算化のことを言っておるわけですが，議員さんの場合は，サービス面等々については非常にきめ細かい御質問等もありますので，その辺については対極の中でですね，できることはやっていかなければならないでしょうし，その総論だけは，議員の立場ですから御理解いただきたいというふうに思います。

その中で，町長から言わせれば，少子化対策，これがこれからの大きな行政の役割だろうと，人口減社会，少子化対策，多分おじいちゃんおばあちゃんも，子や孫のためなら，しかしできるだけ理解しようというような時代ではないかなというふうに思います。その辺は，この枠を超えたものの見方，この辺も御理解いただきながら，御質問の趣旨についてはこれから担当等と分析をして，できることはやっ

ていきたいというふうに思ってます。

まあ，私の意図するところを御理解いただいて，高齢化も十分それなりにやっていかなければなりませんし，行政から言わせれば，やっぱり少子化対策，ここも重要な予算付けをしなければならないというふうに思ってますので，御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（江尻健二君）　笹井さん。

○７番（笹井愛子君）　町長の抱負をお聞かせいただき，矢掛町は今後，高齢者福祉の更なる充実した町になると期待しています。

かつて，林芙美子が世の中の厳しい時代に，時にふれて色紙に書いた詩，「花の命は短くて　苦しきことのみ多かりき」という詩があります。その時代も既に過去のものとなり，「人の命は長くして　楽しきことの多かりき」の時代です。

家庭と社会への貢献を終えた高齢者が健康寿命を支え，行政の思いやりの中でいつまでも，いつまでも健やかに過ごしていただけることを願いつつ，私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（江尻健二君）　３番，土田正雄君お願いします。３番，土田君。

○３番（土田正雄君）　議席３番の土田でございます。

中山間地域の道路法面の管理につきまして，２点の質問を行います。

１点目は，草刈り等管理の現状についてお尋ねいたします。町内中山間地域の道路法面の草刈りは，隣接している農地の所有者ですとか，地元の町内会などが行っております。しかし，高齢化が進んだ現在では，山側の法面の草刈りは，はしごなどを利用して行うため，危険を伴った作業になっております。特に，美川地区は林道が多く，「町ピカ応援事業」を利用して自治会や町内会で行っておりますが，高齢化も進んでおり，困っておるのが現状でございます。そこで，現在，美川地区内の道路法面の草刈り等の現状はどうなっているのかお尋ねいたします。

次に２点目は，機械を利用した道路法面の管理についてお尋ねいたします。山側の道路法面には，草だけでなく木も生えております。数年経ちますと，ふれあいバスなどの通行にも支障をきたしております。特に，羽無線，三ケ原線，朝日山線などの林道は，法面も急で，はしごを利用しての草刈りになるなど，危険を伴う作業になっております。今後の対策としまして，重機やトラクターなどに装着したハンマーナイフモアなどの利用を検討してはどうでしょうか。

担当課のお考えをお尋ねいたします。

○議長（江尻健二君）　建設課長。

○建設課長（津島昭二君）　それでは，土田議員さんの中山間地域の道路法面の管理について，御質問にお答えをいたします。

まず，１点目の草刈り等管理の状況についてでございますが，まず，議員さんは美川地区の道路法面の草刈り等の状況のお尋ねでございますが，町全体の説明をしたいと思います。

本町では，町道等の草刈り等による管理につきましては，１つには建設業者へ発注して工事として実施しているもの，また，林道では自治会等へ直接委託している路線とございます。

そして，協働の町づくりの中で実施しております「まちピカ応援事業」の参加団体による草刈りがございます。工事発注では１２路線で 22.1 キロメートルを実施しておりまして，自治会に委託しております林道は５路線で 10.3 キロメートルをお願いしているところでございます。また，「まちピカ応援事業」

による美化清掃活動では 106 団体の参加で 71.9 キロメートルもの距離を行っており，全体では 104.2 キロメートルになるところでございます。

お尋ねにあります美川地区で申しますと，業者へ発注しておりますのは１路線，自治会への道路委託では１路線で３．４キロメートル，そして「まちピカ応援事業」では２１団体 250 人によりまして 20.1 キロメートルもの距離が清掃されていることになりまして，まちピカによります町全体の清掃距離から言いますと約３割が美川地区で実施しているということになります。

２点目の機械を利用した法面管理についてということでございます。

議員さんは，高齢化の中で今後は機械を利用しては，との提言でございます。高齢化社会であっても，やはり各地域の集落道については各地域で守っていただくというのが基本であると考えております。

先ほど，ふれあいバスの通行に支障があるということでございましたが，今のところ担当課の方から連絡を受けておりませんが，その様な場所があるのであれば対処いたしたいと思っております。

各地区さまざまな路線がございまして，集落等離れた山の中の路線等もございます。どこかの段階で，このような路線については区別分け等も必要になることがありましょうが，現状では，何らかの支援を行えば，まだまだ頑張っていただける美川地区ではないかというふうに判断をいたしております。

確かに，ミニショベルに装着した草刈機であれば，小さな雑木等も粉砕することができます。ただ，利用面からすれば，草刈機本体を地元に貸すとか，ミニ重機に装着した状態で貸すとかありますが，やはり安全・安心面から考えますと，事故があった場合の責任問題も考慮した中での対応になろうかと思います。

今後，こういう諸問題について担当課として調査・研究する必要もあろうかと思っております。これは，美川地区の一例ではございますが，地元自治会で手に余るということで町が一度雑木等の除去を行いまして，翌年度から，また地元で実施されている路線もございますし，高齢化率の高い地区でも地元のマンパワーに町が支援をして解決したという例もございます。

地元のマンパワーが許せる間はですね，サイクルの間隔等もございますが，町が雑木を処理する時期に地元の方々に出ていただいて協力をいただくというなかで，翌年度からはまた，地元でお願いするなどの方法で，協働の町づくりというなかで進めて行いたいと思いますので，御理解のほどよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（江尻健二君）　土田君。

○３番（土田正雄君）　答弁いただき，ありがとうございました。

町が何らかの支援を行えば，まだまだ頑張れる美川地区といったエールを送っていただきましたが，今後，集落については共同作業など，困難になることもあると思います。

そこで，先ほどの法面の雑木について，町が伐採を行い，地元関係者で雑木の処理を行うなどの対応について，考えがあるのかどうか再度お尋ねをいたします。

○議長（江尻健二君）　建設課長。

○建設課長（津島昭二君）　土田議員さんの再質問にお答えをいたします。

今までも，当然地元の方から交通支障になるということで雑木を処理してほしいということがあったら，その都度させていただいておりますので，今後についても地元の方々からそういったことがあれば，町は率先して解決させていただきたいと考えておりますので，よろしくお願いいたします。

○議長（江尻健二君）　土田君。

○３番（土田正雄君）　ありがとうございました。

これからも，集落の機能が変わり，共同作業ができなくなる時が来るなど，中山間地域では超高齢化社会を迎えようとしております。今後も状況変化に対応して取り組んでいただくことをお願いしまして，質問を終わります。

次に，矢掛町総合運動公園の利用につきまして，３点の質問を行います。

１点目は，利用状況についてお尋ねをいたします。

平成２７年春に矢掛町総合運動公園がオープンして以来，町内外の多くの利用客で賑わっております。特に「ヤッコスライダー」は，休日には２～３時間待ちになるなど，人気があります。また，芝生の多目的グラウンドは，サッカーやグラウンドゴルフなど，町内外の多くの人が利用しております。そこで，小・中・高・社会人等利用人口の内訳と年間の利用日数についてお尋ねをいたします。

２点目は，冬季及び雨天時の利用についてお尋ねをいたします。

今年は春から夏にかけて雨が多く，芝生の状態が悪い時期がありました。雨天時には，当日の朝「使用できません。」と使用を断られ，町外の多くの選手や保護者が帰ることもございました。

練習や練習試合などは，芝生のため，雨天時には使用を控えることもやむを得ないと思いますが，公式試合などは，複数の会場での試合を行っており，１つの会場だけ試合ができないと大会運営等に支障をきたします。サッカーなどは冬のスポーツであり，雨でも試合を行います。

そこで，冬季及び雨天時の利用についての担当課のお考えをお尋ねいたします。

３点目は，今後の管理運営につきましてお尋ねをいたします。

芝生の管理を考えると，使用時間の制限を設けることも必要と思います。今後，こういった問題等を検討する運動公園管理運営委員会を設ける考えがあるのかどうか，担当課の考えをお尋ねします。

以上３点，よろしくお願いします。

○議長（江尻健二君）　教育課長。

○教育課長（田中立志君）　それでは，土田議員さんの総合運動公園の利用について，１つ目の御質問であります利用者数の内訳と年間の利用日数につきまして，教育課よりお答えをさせていただきます。

まず，利用者数の内訳でございますが，今年度につきましては，年度中ということでもございますので，昨年度の施設管理日誌の集計から出した数値を申し上げたいと思います。

内訳につきまして，小学生が 12,159 人，それから中学生が 967 人，高校生が 265 人，一般が 3,939 人で，平成２７年度の合計で申しますと 17,330 人となっております。なお，この数値を前年と比較いたしますと約 2,800 人，約２０パーセントの増加というふうになっております。

次に，年度間の利用日数についての御質問でございますが，これも本年度は年度中ということでございますので，過去２か年についてお答えをさせていただきますが，平成２６年度，それから平成２７年度，ともに 257 日となっております。

それから，次に２点目の冬季及び雨天時の利用についての御質問でございますが，これは使用の許可あるいは中止の判断に関する御質問だろうと思われますので，この点についてお答えをさせていただきます。

御承知のとおり，運動公園につきましては，本年４月から指定管理者であります特定非営利活動法人やかげスポーツクラブのほうへ公園の維持管理をお願いをいたしております。したがいまして，公園の

使用許可につきましては，基本的には管理協定に基づきまして指定管理者の判断により行うということになります。この点につきましては，御理解をいただいておるものと思います。

そこで,担当課としての考えはということですので,あえてお答えをさせていただこうと思いますが，使用許可及び使用中の継続・中止の判断は，指定管理者の職員がその都度天候や芝生の状況など確認しながら，状況に即して行っているというところでありますが，この点につきましては，適切な判断がなされているものと思っております。

ただ，結果としてその決定が場合によっては議員のおっしゃる大会や公式試合への影響，こういったものが出ることもあるかもわかりませんが，しかし，判断する側といたしましても管理責任者として使用者の安全面，あるいは施設の維持管理面について考えた中での決定ということでございますので，利用者には御理解をいただいて決定に従っていただかなくてはなりません。

ただし，決定した内容や使用条件の周知方法，あるいは使用条件，そういったことについて課題があるとするならば今後に向けまして検討する必要もあろうかと考えております。

それから，３点目の芝生の管理の面から使用時間に制限を設けること，こういった御質問を検討するための運動公園管理運営委員会，こういったものを設ける考えがあるかという御質問でございますが，まず，グラウンドの使用制限につきましては，必要であるというふうに考えております。

それから，現在管理者によりまして良好なコンディションを維持していただいております，町内外の利用者からも好評を受けておりますことは，御承知のとおりでございます。

この状態を長く維持しながら利用者に使っていただくためにも，欠かせないことだろうというふうに考えておりますし，また，この点についての御理解もいただけるものと思います。

今年の夏，芝生の痛みというものが部分的にではありますが，酷くなりつつあるという報告を受けまして，その際，専門の業者にも来ていただきまして芝生の再生あるいは維持の仕方などについて教えていただきましたが，その際にも，芝生が枯れてしまうと元の状態に戻すには相当長い期間と費用もかかると，そういったことからも養生のための使用制限というものは必ず必要であるという御意見をいただいたところでございます。

なお，具体的な制限方法，それから期間的なこと，更に先ほど申し上げました今季及び冬季，それから雨天時の決定内容の周知方法，使用条件の周知方法などの課題につきましては，利用者の意見等を踏まえながら，町と指定管理者間で協議を行い，対策を講じて参りたいと，このように考えております。

したがいまして，議員さん御質問の運動公園管理運営委員会というものを設ける考えは，現在のところございません。

御理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（江尻健二君）　土田君。

○３番（土田正雄君）　回答それぞれいただき，ありがとうございました。

まず１点目につきましては，利用者の７０パーセントが小学生で，中学生以上の利用が３０パーセントとなっております。年間の利用日数でみると，７０パーセントの利用率となっております。芝生のグラウンドの利用率が高く，今後は毎週の利用日数や利用時間を制限する必要もあるのかなというふうに思います。

今後も利用者が増えると思いますが，毎月の使用日数や使用時間の制限を設けるなど，適正な管理をお願いしまして，１点目の質問については終わります。

２点目につきましては，特に大人の人が雨天時にサッカーなどで使用する場合に芝生が痛むと思います。しかし，グラウンドゴルフなどが利用するのであれば，芝の痛みはほとんどないのではないかと思います。

ただ，今回の質問の趣旨は，県大会などは少々の雨でも使用させてもらわないと今後のスケジュールに影響が出たりします。県下のグラウンドなども理解をいただいており，雨天時でも利用させてもらっております。練習や練習試合などは，雨の場合は利用を中止するのは理解できます。しかし，一方的に，朝オープン時８時半に「今日は雨で使用できません。」と告げられて，多くのチームが遠方から来ているのに試合をしないで帰ってもらうようになります。

公園の使用許可は管理協定に基づいて指定管理者の判断により行っているということでございますが，一般の利用者は条例も見ませんし，指定管理者との管理協定がどうなっているのか知りません。なぜ事前に利用者に説明できなかったのか，また，なぜ１２月から使用できないのか，お尋ねします。という質問をする予定でしたが，昨日になりまして，「今後も使用できるようになりました。」と指定管理者から連絡が入りました。

そこで，質問を変更いたしまして，なぜ使用できるようになったのか経緯をお尋ねいたします。

次に，３点目につきましては，運動公園管理運営委員会を設ける考えがないという回答ですが，使用条件や使用制限などについては，過去４～５回利用者との意見交換会を行ってまいりました。そのときに出た意見は，「使用時間の制限を設けてはどうか。」とか，「使用時間を８時からにしてもらえないか。」とか，「ナイター照明を全面にしてもらえないか。」などが出てまいりました。

今後，利用者の意見を踏まえながら，町と指定管理者で協議を行うという先ほどの回答ですが，利用者が協議に参加することが重要ではないかと思います。

再度担当課のお考えをお尋ねいたします。

○議長（江尻健二君）　教育課長。

○教育課長（田中立志君）　それでは，土田議員さんの再質問であります使用中止等の連絡が事前に利用者に説明できなかったのか，との御質問でございますが，この点についてお答えをさせていただこうと思います。

実際，天候不順の日のグラウンドの使用判断というものは難しいという面があろうかと思います。

現状について申しますと，先ほどもちょっとお話ししましたが，当日職員が現地へ出向きまして開園前にグラウンドの状況等を見て判断しているのが実情でございます。

なるべく早く代表者等へ連絡するようにしたいということでは，管理者の方では話をしておりますが，開園時間ぎりぎりまで待ってという判断も時にはあろうかと思います。また，場合によっては，利用者が来られておっても，利用者あるいは代表者との協議の後，中止をせざるを得ないといったこともあるのではないかと思いますが，この点については御理解をいただかなければなりません。

更に，議員さんのおっしゃられた，県大会や公式戦，こういったものにつきましては，当然その後のスケジュールに影響するような場合もあろうかと思いますので，もちろん基本は基本として守っていただく必要はありますが，そういったケースへの対応方法につきましては，指定管理者とも協議をしたいと思っております。

それから，１２月から使用できないのか，といった御質問と併せて，急遽変更になったというようなことについての御質問がありましたが，この点につきまして御回答をさせていただきますが，この点に

つきましては，指定管理者の方からグラウンドの養生期間，こういったものを１２月の下旬頃から一定期間とりたいといった意向は聞いておりましたが，まだその期間あるいは時期等については年内に協議をするということは決めておりますが，まだ決定事項ではございませんが，こういったことが先走ったといいますか，口頭として出てしまったんではないかというふうに思います。

したがいまして，年内に，この件も含めまして協議をするということにいたしておりますので，１２月は使用できないということではございませんので，その点御理解をいただきたいというふうに思います。

それから次に，使用条件の周知方法ですとか使用時間などへの改善意見，こういったものもなかなか聞き入れてもらえないといったようなことについて御質問がございましたが，この点につきましては，今年度に入りましてから，利便性の向上，こうしたことの一環といたしまして，使用時間を従前の９時から８時半へ繰り上げる規則改正を行ったり，それから大会あるいはイベント開催時に要請があった場合は，開園時間前から指定管理者側の職員やそれから教育委員会の職員が出勤をいたしまして対応する，こういった配慮も行っておるところでございます。

それからまた，ナイターの照明の点灯につきましても基本的には規定に基づいて運用をいたしておるところでございますが，大会運営上，特に要望等がございました際には点灯するなど，この点につきましても必要な対応を行っているといった状況でございます。この点も御理解をいただきたいと思います。

最後になりますが，管理運営委員会をつくって利用者が協議に参加することが重要と思うが，といった御提言だったろうと思いますが，これは利用者も協議の場に参加をして意見を出して，その意見を運営に繁栄させることが大切であると，こういった意味合いだろうと思いますので，その点についてお答えをさせていただきますが，議員さんのおっしゃるとおり，利用者の御意見あるいは提案を運営に活かすことは重要であるというふうに考えております。このため，指定管理者制度の中ではアンケート調査，それからモニタリングといったことを指定管理者が行うということになっておりますので，そういった機会を通じまして御意見や提言をどんどんしていただければというふうに考えております。いただいた御意見や提案につきましては，町とそれから指定管理者間で十分協議あるいは検討の上，必要な措置又は改善については図ってまいりたいというふうに思っております。

したがいまして，先ほどもお答えをさせていただきましたが，現状での管理運営委員会の設置というものは考えておりませんので御理解のほど，よろしくお願いをいたします。

○議長（江尻健二君）　土田君。

○３番（土田正雄君）　再質問に対しての回答ありがとうございました。

時間的に，例えばなぜ８時から開けなくてはならないのかと言うと，なかなか準備をするのも当日の朝やりますと１時間ぐらいかかります。そういった意味で，駐車場も山の上を利用しておりますし，そこを早く開けないと県北の方から来られる方も早く出てまいります。冬にはもう暗い間から出発してこちらへは８時前にもう着かれますので，駐車場を開けていただかないと管理棟の前が混雑して他の利用者の方に迷惑をかけるなどのことが起こってまいります。そういった意味での質問でございますので，何でも早くから使わせてほしいとかいう意味の質問ではございません。

本陣マラソンの大会についても，県大会などについても，雨で中止にすることは実際できません。大会の重要度に応じた対応をお願いしたいと思います。

つまり，私は，雨でも何でもかんでも使用させてほしいとお願いしているのではなくて，グラウンド

の芝生の状態により使用日数や利用時間を制限していつまでも良い状態のグラウンドが保てればと思ってこういった質問をさせていただきました。

早々に協議を行っていただいて，使用制限や利用期間についての協議を行っていただくことをお願いいたしまして，私の質問を終わります。

○議長（江尻健二君）　お諮りいたします。ここで１５分程度休憩いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君）　異議なしと認めます。よって，１１時５分まで休憩いたします。休憩。

午前１０時５０分　休憩

午前１１時　５分　再開

○議長（江尻健二君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開きます。

２番，川上淳司君お願いします。２番，川上君。

○２番（川上淳司君）　議席２番の川上淳司です。

通告により質問させていただきます。早速ではありますが，質問に移らせていただきます。

まずは，観光元年から２年目を迎えたわけですが，現状の問題点の解決を早急にする必要があると思い，質問させていただきます。質問といたしましては，駐車場の問題です。

ここまで知名度が上がってしまいますと，「大名行列はいつあるん。」，「ホタルはいつ頃行きゃあええん。」とよく聞かれます。そして，「車はどこへ置きゃあええんかのう。」というふうなことがよく聞かれます。「田舎じゃけえ，どこでも停められるじゃろう。」というふうに答えていたんですが，そうも言っていられない状況が今回の大名行列でした。

何箇所かの駐車場を回ったが，どこもいっぱいだったとの苦情を聞きました。実際，私もその一人です。ですから，せっかく矢掛へ来られたお客様を逃すことはないですし，ましてやその方々が，駐車場がないからとほかの人に言われ，ますます観光客を減らす原因ともなりかねません。少し離れていてもバスを使って送迎を行うなどの対策を行ったらいかがでしょうか。

そして観光客の誘導ですが，矢掛駅から本陣まで歩いてみたところ，看板等が分かりにくい箇所，そして，必ずここを左折しなければならない箇所の表示が悪いと思います。実際に歩いて誘導板の必要な箇所を検討されて，観光客が安心して町の中，市街地に入っていけるような対策を早急にお願いいたします。

最後に，イベント等の臨時便についてお聞きします。まずは，公共交通機関を利用してイベント参加を呼び掛けていると思いますが，それができているなら，井原線，井笠バスカンパニーと交渉を行い，臨時便の運行をするようにしていただいて，今回のような駐車場不足に少しでも対応できると思いますが，いかがでしょうか。

以上３点の質問をよろしくお願いいたします。

○議長（江尻健二君）　産業観光課長。

○産業観光課長（奥野隆俊君）　２番議員さん，川上議員さんの御質問，駐車場の問題，観光客をどのように誘導するかという点につきまして，産業観光課からお答えをいたします。

本年の大名行列は，非常に多くの来場者で，主催者であります大名行列実行委員会の発表では約３万人というふうな発表をされております。天候のいいということに恵まれまして，また，昨年の観光元年

という流れの中で，今矢掛が大きな注目を集めていることもその要因になったのではないかというふうに思っております。今年の大名行列につきましては，大名行列の見学という方だけではなくて，「ふるさと物産市」での買い物，「鉄砲隊」，「大江戸玉すだれ」などのイベントでも賑わいまして，午前中から商店街に人波があふれ，人の行き違いにも注意が必要なほどの状況で，実質的に過去最高の人ではなかったかというふうに思っております。

このような町の動きの中，議員さん御指摘のように，今年のような来場者の状況から，駐車場の課題が浮き彫りになってきております。

主催者の大名行列実行委員会では，これまでも臨時駐車場を設置することで対応してまいっております。本年度計画しております観光駐車場の整備や，今後の道の駅の構想によります駐車場を整備いたしましても，このような数万人規模の来場者の駐車場を常設の駐車場として確保することは現状では厳しく，今後も臨時駐車場を確保することでの対応ということが基本になるものと思います。大名行列実行委員会の中でも，この課題を取り上げまして，現在の臨時駐車場以外の遊休地，民間での御協力がいただける土地がないのかなど，また，御提案のバスでの送迎が可能かなど，協議してまいりたいというふうに思います。

また，案内看板でございますが，本年度予算で整備を計画いたしております。観光客にわかりやすい看板を設置して町内周遊案内をしていければというふうに思っておりますので，よろしくお願いいたします。

○議長（江尻健二君）　総務企画課長。

○総務企画課長（山縣幸洋君）　それでは，２番議員さんの後段の御質問で，井原線等の臨時便についてということで，お答えをさせていただきます。

このたびの大名行列，これは先ほど産業観光課長が申しましたとおり，非常に多くの方がお越しいただきました。私も，過去何年も見てまいりましたが，産業観光課長が申しましたとおり，確かに今までで一番多かったのではないかというふうに思っております。

今回の駐車場の問題もございましたが，井原線の方も，１便で満員で積み残しが出るということが発生したと聞いております。当日は，鉄道の方も本当にたいへん多くの方に御利用いただいたところでございます。

そこでまず，今回の１１月１３日大名行列時の井原鉄道の対応でございますが，井原鉄道の方も過去の状況，それから経験則から，今回も通常１両のところを２両車両増設，そういった便の運行であるとか，午後の帰りの便で，臨時便ですが１便増便の対応をしていただいたところです。それでも，一部の方には御不便をおかけしたというのが今回の状況でございます。

確かに，今年は例年以上に非常に多くの方がお越しいただいたわけで，井原鉄道としても，来年度は更に車両増設とかそういったことを検討いただいているというふうに聞いております。ただ，御承知のとおり，井原鉄道は単線，それから車両に制限もございますので，いくらでも臨時便・増設というのができるわけではありませんので，その点は御理解をいただきたいと思います。

今までも，イベントについては，大名行列以外にもウォーキング大会であるとかそういったものを情報提供しまして，臨時便，そういったものを対応していただくこともございます。

それからもう１つ，井笠バスカンパニーについてですが，井笠バスカンパニーの方は，特に今回１１月１３日対応はされておりませんが，事前に要請等ございましたら，増車それから増便，臨時便，こう

いったものの対応は可能ということでございました。

通常，イベント専用でしたらイベント列車とかシャトルバス，これは貸切り運行になりますので比較的自由度が高いのですが，増便・臨時便というのは有料運行になりますので，陸運局への届出等も必要になりますので，そういう中で，井原鉄道，井笠バスカンパニー，ともにある程度期間を持って余裕をもってお話しいただければ対応可能というふうに聞いております。

いずれにしましても，井原鉄道におかれましても，今年の大名行列，状況十分認識されておりますので，来年度に向けて対応策，こういったものを御検討いただくよう，重ねてお願いしてまいりたいと思っております。

以上となります。

○議長（江尻健二君）　川上君。

○２番（川上淳司君）　ありがとうございました。実情がよくわかりました。

ですから，今回のイベントもそうでしたけど，今後のイベントへ必ず公共交通機関を利用してというのが，イベントで出ることではありますけれど，我が町では，やっぱりどうしても車に頼らんといけんのかなというふうな状況下にあると思いますので，今度は，「我が町では駐車場を御用意しておりますので，お車でお越しください。」となると思います。その対応は，今後産業観光課でよくお考えになっていただければいいと思いますし，一番は公共交通機関を使われて来られる方の積み残しがないような工夫も必要かなというふうに思いますが，先ほど山縣課長が言われたように，単線でこれ以上入れられないという状況もありますので，ある程度無理なのかなというふうなことはよく理解しました。

ですから，今後は駐車場の確保とそれに対する輸送方法の手段を再度検討されれば，ますますイベントが発展していくんではないかと思っておりますので，今後の産業観光課並びに総務企画課の活躍を期待して質問を終わらせていただきます。

以上で終わります。

○議長（江尻健二君）　次に８番，萩野清治君お願いします。８番，萩野君。

○８番（萩野清治君）　８番議員の萩野清治でございます。

通告に従い，次の２点について質問をいたします。

１点目は，鳥獣害対策，とりわけイノシシの被害について。それから２点目は，耕作放棄地の問題。この２点について質問をいたします。

まず１点目は，鳥獣害対策，とりわけイノシシ被害についてお尋ねをいたします。最近，イノシシ被害は大変深刻になっています。山林の荒廃，猟友会の皆さんの高齢化等々，原因はいろいろあると思いますが，町内の至る所で田畑はイノシシの運動場化になっており，被害が拡大しています。

これに対し，農家も自衛手段として，県の補助事業だけでは間に合わないということで，自費で電気柵を設置して地域で協力をして防護に努めていますが，イノシシもさることながら，山の方から里へ里へとどんどん攻めてまいっているのが現状であります。そして，農作物の被害，あるいは田んぼの畦畔，農道，こういったところの被害が非常に深刻になっておるのが状況であります。

こうした状況の中で，町当局でも県補助事業の，農家３戸以上，２ヘクタール以上の補助要件を緩和し，平成２９年度には，ワイヤーメッシュ柵，電気柵で３戸以上がまとまって一団の農地を囲い，捕獲檻とセットで整備すれば地元負担は１割という条件で補助申請を受け付けましたが，まずその申請件数，状況についてお尋ねをしたい。

それから２つ目は，国県の補助枠との関わりも含め，予算確保の見通しについてお尋ねしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（江尻健二君）　産業観光課長。

○産業観光課長（奥野隆俊君）　８番議員，萩野議員さんの御質問，鳥獣害対策について産業観光課からお答えいたします。

町内はもとより，県下，全国でイノシシ等の有害鳥獣による農産物等への被害が増え，経済的被害のみならず，農業を行う上にも経営意欲の減退や耕作放棄地の増加にもつながり，全国的な課題となっております。

鳥獣被害の軽減を図るには，集落や田畑に鳥獣を近づけないことが一番です。餌場を求めてイノシシ等が山から降りてくる。人が住む地域を，餌場としての魅力を下げるということが，有害鳥獣を近づけないことになります。

そのためには，地域の協力，地域ぐるみで鳥獣害対策を進めることが必要になってまいります。

鳥獣害被害が増える一因は,被害を増やすような状況･環境になって来たということが考えられます。イノシシが好む環境を排除することから考えていく。集落の現状を地域のみんなで確認することから始めることが求められております。

既に被害が発生していても，休耕地の草刈りなど，集落周辺から隠れる場所をなくし，未収穫の農作物など，野生鳥獣を誘引する原因を取り除き，野生鳥獣を見つけたら追い払うなど，野生鳥獣にとって集落が餌場とならない場所，魅力のない場所，そうした環境づくりが，地域ぐるみで被害防止の体制づくりを進めていくことから考えていただき，耕作放棄地の解消，電気柵，檻等の侵入防止施設の整備など，防護対策を実施することが効果的となります。

その対策といたしまして，国庫補助事業を活用いたしまして，電気柵や捕獲檻の設置をする際に補助をさせていただくもので，その要望調査を行ったところでございます。

侵入防止柵を設置するには，先ほど申し上げましたように，有効な有害鳥獣対策には地域ぐるみでの取り組みが求められます。国庫補助の要件として，受益戸数３戸以上，また，捕獲檻と一体での導入という条件がついております。御質問の補助要望の状況でございます。ワイヤーメッシュ柵が５団体で約2,000 メートル，電気柵が９団体で 11,000 メートルということでございました。

次に，予算確保の見通しはどうかということでございます。本年度の国から市町村への内示額が，約６５パーセント程度ということでございました。県によりますと，来年度も同程度の割当てとなるという見込みということでございます。

町といたしましては，国へ満額の配分を要望いたしまして，御要望にお応えできるよう財源確保していきたいというふうに考えておりますので，よろしくお願いをいたします。

○議長（江尻健二君）　萩野君。

○８番（萩野清治君）　産業観光課長の方から，鳥獣害対策についてのお答えをいただきました。

今，奥野課長の答弁の中で，地域の協力で，地域ぐるみの鳥獣害対策が必要，鳥獣害が増える一因，被害が増えるような環境，イノシシなどが好むような環境を排除することが必要としている，そういう答弁でございますが，御承知のように，農村地帯と言いますか，矢掛町でも非常に高齢化が深刻に進んでおりまして，山は荒れ放題で，私どもの子どもの頃は山へしょっちゅう行って，何しとったわけです

けれども，今では荒れ放題で山へ入れないような状況であります。

そういったことで，現状認識はもちろん我々もできておりますけれども，個人や集落の力ではどうにもならないような状況になっておるということで，我々としてできることは，山から降りてくるイノシシなどの餌場としないこと，残飯や野菜くずなどを田畑に捨てないこと，そしてまた，自費で電気柵等を張り巡らせて侵入を防ぐ，ここへ来てもだめですよとイノシシに教えるというふうなことぐらいであります。

一般的な答弁でありますけれども，町として，そういった地域ぐるみで対策を考えていていくような方策があれば，ぜひ教えていただきたい。

それから２つ目は，今回，町も国庫補助を受けて積極的な対応をしていただきましたけれども，現在申請が，今課長答弁でもありましたように，ワイヤーメッシュ柵が５団体で2,000 メートル，電気柵が９団体で 11,000 メートル，それに捕獲檻がセットというふうなことでありますけれども，今までの申込みの状況からすれば，相当多いんじゃないかなというふうに思いますが，２８年度の国庫補助の内示額が６５パーセント程度で，２９年度も同程度というふうなことでありますけれども，農作物やほ場の先ほども言いましたように，農作物の被害だけでなしに，畦畔とか用水路とか，そういったところを荒らすというふうなことから，非常に被害が深刻であります。

こういったことで，満額の要望が叶えられるのかどうかと，その辺の見通しについてお尋ねしたいと思います。

○議長（江尻健二君）　町長。

○町長（山野通彦君）　萩野議員の再質問にお答えしたいと思います。

この件については，昨年の町政懇談会で以前大々的にやった鳥獣害対策，ほぼ終わったかなと思った数年後にまた同じことが起きたということで，深刻に私自身受けとめておりまして，これはもう一回以前へ戻らなければならないということで，国の制度を利用して皆さん方に負担の少ない，１割負担で実施しようということの要綱が今現在のところでございます。

その中で，ちょっと聞いてびっくりするんですけれど，自費で電気柵を設置した区域に協力してきたということは，私，聞いたことがありませんので，そんな状況で職員が対応しておったかなということに関しては，ちょっとびっくりしております。届いておれば，なるかならんかわかりませんが，私の出番もあったかなと思いますけれども，それは大変御迷惑をかけたというふうに思いますし，また，自助努力をされておるということに対しては敬意を表したいというふうに思います。

その中で今，防護柵というのはもう全国，いつも言います山振の副会長をしておりますが，この会議へ行きますと，この鳥獣害対策が何割を占めてきます。大変な全国の状況で，まだ矢掛は手を挙げて言うほどの状況ではない話でございますが，矢掛町にとっては今の現状のようでございます。

その中でですね，まず，現状認識はあるもののということなら，組織をつくってもらって，やる気というものが絶対必要です。言葉は，地域づくりというのは見やすいんですけど，本当の被害のあるところのメンバーを寄せてもらって,やろうという組織がありますと,いろいろな専門家を呼ぶとかですね,猟友会の人と話をするとか，いろいろな具体的な案が出てくるだろうというふうに思います。

その中で，注文されてる申込みの中で，議員の思われるのがどれだけ入っておるか分かりませんが，そういうことも含めてですね，今後の取り組みについては，まずこの鳥獣被害対策の取り組みを，組織を任意でいいですからつくっていただいて，行政，それから専門家の，矢掛で言えば猟友会とか，そこ

で駄目なら全国的な人がおられれば，アドバイスする方法ができるかなあというふうに思っておりますので，まずですね，地域の被害者グループの組織づくりをしていただいて，申していただければというふうに思います。

それから，２番目の，逆に６５パーセントということから言わせれば，国はかなり予算をつけてきてます。つけているけれどこの程度ということは，いかに全国の大きな被害ということの裏付けかなというふうに思ってます。そういうことからして，今，課長が言いましたように，全力でですね，この要望を叶えるようにこれから努力していくのが，私の役割かなというふうに思ってます。

それなら，今で約束で満額くるだろうと言うことはできませんが，そういう面では逆に，この申請書を出された者から６５パーセントとか７割きたときに，今の要望のどこをして，どうするのかということに関しては，やはり被害度の多い，そしてまた，緊急度等の分析が必要ではないかなというふうに思います。そういう面は，これとは関係なしにですね，担当の方へ今の実態について猟友会の方とか，それから管理する人との懇談を指示しておりまして，これは全町的な御意見を収集するように，今指示しておるところでございます。

そういうことと，今この要望がですね，７地区どういうところから出ておるかということも把握しながら，満額くればそれでいいんですけれども，満額でないということになれば，やはり緊急度とか，やっぱり被害の多いところ，一生懸命取り組もうとされてるところ，そういうところが優先的になるんではないかな。

国の方も予算つけた場合に，予算案だけではだめなので，必ずやる気のあるところ，こういうところへ配分をしたいというのはもう基本的な考え方になるので，議員さんのお話を聞けば，かなり被害があるという状況，受け止めますので，その辺のほうを，ぜひですね，受入れ組織をつくっていただいて，話合いできる場づくりをしていただければというふうに思います。

全力で予算確保に頑張っていきます。よろしくお願いいたします。

○議長（江尻健二君）　萩野君。

○８番（萩野清治君）　町長の方から，積極的な答弁をいただきました。

自費で対応しとったというふうなことは，県の今までの，３戸以上，２ヘクタールとかいう，いろんな条件があって，しかも，申し込んでも，今で言いましたら２９年度申込みしましても２９年度に必ず対応できるかどうかわからないというふうなことで，とりあえず間に合わせに自衛手段としてやろうというふうなことで，自費で電気柵を購入して皆それぞれ共同で張っておったと。

一人でも張らない人がおりますと，そこをイノシシはよく知っておりまして，そこから入って田んぼの畦畔を至る所を壊すというふうなことで，非常に苦労しておったと。こういうふうなことの中で，今回こういったことがありまして，私どもも，地元の人と協力して捕獲檻もセットで申込みをしたというふうな状況であります。

もちろん，国の補助ということでありましょうから，100 パーセントというのはなかなか難しいのかも分からないけれども，今の現状で言えば，みんな非常に困っているというふうなことでありますので，単町費をというふうなことはなかなか難しいのかもわからないですけれども，そういった切羽詰まった状況の中にあるということでありますので，ぜひとも満額確保できるように努力をお願いしたいというふうに思います。

それから，地域でのいろんな猟友会，専門家を交えた組織作りにつきましては，担当課ともこれから

十分話し合って，地域でそういった組織作りも積極的にやっていきたいというふうに思っておりますので，よろしくお願いします。

私の方の１点目の質問は，これで終わらせていただきます。

それでは，２点目の質問に入らせていただきます。２点目は，耕作放棄地対策についてお尋ねをいたします。最近，農業をする人の高齢化の中で，農地の荒廃，田畑の耕作放棄地が拡大しています。毎年，農業委員さんが耕作放棄地の状況を実態調査をされておりますが，今その時期かというふうに思いますが，耕作放棄地の今の現状をお聞かせいただきたいと思います。

２８年度はすぐ分からないわけですけれども，今までの状況が，矢掛町の場合，私は増えているんではないかなというふうに思っておりますが，そのあたりについてお聞かせをいただきたい。

それから，耕作放棄地解消のために，今，町のほうで動力草刈機を置いて町民に貸し出しをしていると思いますが，この利用状況についてお尋ねしたい。この中で，町が管理している草刈機とそれから自治会へ貸し出して自治会管理の草刈機があると思うんですが，この辺について利用状況をお尋ねしたいと思います。

それから，耕作放棄地解消の中で町管理の草刈機の場合，利用条件，この中でいわゆる耕作地に復元をするというふうなことが言われておりますけれども，こういった条件が厳しいというふうなことで，使用条件の緩和ができないか。また，自治会管理の草刈機につきましては，私が今聞いたところによりますと，機械のエンジンが焼き付いて７地区７台貸しておる中で４台ぐらいまでが使用不能だというふうに聞いておりますけれども，今後，自治会が使用不能ということでそういった機械がなくなってしまうというふうなことになるのではないかと心配しておりますが，今後の対応についてお聞かせをいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（江尻健二君）　産業観光課長。

○産業観光課長（奥野隆俊君）　続いて耕作放棄地対策ということで，お答えさせていただきます。

初めに，耕作放棄地の現状はどうかということでございますので，それについてお答えをさせていただきます。

耕作放棄地の現状でございます。農業委員会が毎年農地の利用状況調査を行っております。この調査結果をもとに，耕作放棄地の現状把握を行っているところでございます。耕作放棄地対策協議会では，耕作放棄地の発生防止・解消を目指して，平成２３年度に耕作放棄地だった農地の再生計画を立てまして，平成２４年度から３２年度までに３０ヘクタールの解消を目指しております。

耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者，農業者組織などが行う再生作業や，施設の整備等を支援する耕作放棄地再生利用緊急対策交付金などを活用しながら，平成２４年度から平成２７年度の４年間で 14.9 ヘクタールを解消し，残りの５年間で 15.1 ヘクタールの解消を目指しております。その中で，平成２７年度末の解消をすべき耕作放棄地の面積は 30.7 ヘクタールということでございます。

続いて，動力草刈機の貸し出し事業でございます。

この草刈機は，担い手不足や耕作者の高齢化に伴い増えてきている耕作放棄地の解消対策として，貸し出し事業を行っているものでございます。

矢掛町耕作放棄地対策協議会で管理しております草刈機は３台でございます。御質問のその利用状況でございますが，本年度延べ人数で６名の方に貸し出し，２９日間の御利用で約１万 6,000 平方メート

ルの御利用がございます。

また，自治会管理の草刈機でございますが，この草刈機７台につきましては，昨年まで耕作放棄地対策協議会が管理を行ってまいりました。平成２０年度に国庫補助事業により導入したもので，各地区の自治協議会へ無償貸し出しを行い，消耗品や修繕料の維持管理費は矢掛町が負担したものでございますが，国庫補助の償却期間が昨年度で満了いたしております。これに伴いまして，協議会としては耕作放棄地対策としての草刈機については，先ほど申し上げました協議会管理の３台の草刈機の使用で対応が可能と判断いたしまして，各地区で貸し出しております７台の草刈機につきましては，廃棄処分にしようということにしております。

そういった中で，この７台については消耗品の交換をした上で各地区へ無償で譲渡し，維持管理，使用方法，処分等についても各地区で行うことといたしまして，協議会のメンバーであります各地区自治協議会長へお諮りしたところ，全地区で同意をいただきまして，自治協議会の管理ということになったところでございます。このため，自治会管理の草刈機の利用状況につきましては，把握はしておりません。

次に，協議会管理の草刈機の利用条件が厳しい，緩和できないかということでございます。

御利用の条件といたしまして，１点目に，耕作放棄地解消のために使用すること。２点目に，就農後おおむね５年以内の新規就農者であること。これは，新規就農者が荒れた農地を再生して耕作できるように貸し出しを行うことを想定いたしておりまして，就農後，耕作面積が確保でき，軌道に乗る期間として，おおむね５年というところで，５年ということにしたところでございます。条件の３点目といたしまして，自己の農地の管理には貸し出さないこと。これは，自分の農地の維持管理を行うのは農家の責任において行うものであろうということから，自分の農地へ貸し出しは行わずに，他人の耕作放棄地を借り受けて耕作をする方を対象として貸し出そうというものでございます。

このような耕作放棄地を発生させない，また，耕作放棄地の解消をその趣旨としたということでの条件でございますので，御理解をいただきたいというふうに思います。

また，自治協議会で管理しています草刈機の今後の対応でございますが，先ほど申し上げましたように，その維持管理処分につきましては，各自治協議会で対応していっていただくということで，無償譲渡，譲渡契約書も交わしておりまして，地域の実情に応じて対応していただきたいというふうに思っております。

耕作放棄地対策は，草刈りで終わりということではなくて，営農につながるように，個人だけでなく地域ぐるみで農地を守る取り組みが求められております。知恵を出し合いながら，地域に合った耕作放棄地対策を考えていただきたいというふうに思いますので，よろしくお願いいたします。

○議長（江尻健二君）　萩野君。

○８番（萩野清治君）　耕作放棄地対策，特に，とりわけ動力草刈機の利用状況でありますとか，導入の経過につきましては，課長答弁でよくわかったわけであります。

対策協議会で管理をしております３台について，今，課長答弁でもありましたように，耕作放棄地の解消，耕作放棄地を発生させない，そして個人の農地の管理には貸さない。これは当然のことだろうと思います。今，農家の高齢化が非常に進んでおりまして，「農地を手放したい」と，「もうこれ以上耕作できない」というふうに思っておられましても，中山間地等の一反未満の，いわゆるほ場整備をしていない小さい農地につきまして，手放そうと思いましても，中間管理機構も引き受け手がなければ扱って

くれない。というような状況があります。

暫くしますと，雑草が生えて害虫も飛び交うようになりますし，それが，周辺の耕作地へ悪影響を及ぼすところが，地元へおられる方なら状況はわかりますけれども，所有者の方が都会へ住んでおられる方などもおられます。「害虫がうちの田んぼから発生したという証拠は何もなかろうが」というふうなことを言われる方もおられまして，なかなか地元も苦労すると。

そうは言いましても，周辺の田んぼで稲を植えたり，作物を作っておられる方は，ほっとくというわけにいかないから，何とか自分でガソリン代を自己負担してでも草刈りだけでもやろうというふうな方もおられます。

そういうふうなことで，農業委員会でも耕作放棄地，いわゆる耕地として，農地としての評価もありますけれども，保全管理というふうなことで評価もされて，一定の耕作放棄地との区別をされておるというふうなこともあるわけですけれども，そういった耕作の再開まではいかないけれども，周辺の人が何とか対応しようというふうなこともあると思いますので，そのあたりのことも含めて柔軟な対応をというふうなことで，今回質問をさせていただいたわけであります。

物を植えるところまではいかないけれども，草刈りとか保全はするというふうなことで，かなりそういったことで協力されとる方もあるというふうに思いますので，そのあたりについてはぜひ検討をいただきたいというふうに思います。

それから，自治協議会へ最初は貸与をして修繕費用とかいろんな諸費用は町でみておったというふうなことのようでありますけれども，２７年度で償却期間が過ぎたということで，無償で払い下げたというふうなことで，今年度になってかなりの草刈機がエンジンが焼けつくとかいうふうなことで，使用不能というふうなことを聞いておりますけれども，自治会は町の補助を受けて多少はお金があるかもわかりませんが，自治協議会というのは御承知のように財源的なものがほとんどありません。

こういう中で，自治会の管理というようなことがどうであったのかなというふうなこともありますので，事業評価とか検証，こういったことも含めてぜひ検討いただければと，耕作放棄地が無くなって万々歳ならもちろんいいわけですけれども，町の管理だけで十分いけるのかどうか，そういったことも含めて評価・検証をぜひお願いしたいと，これが再質問ということでありますので，よろしくお願いいたします。

○議長（江尻健二君）　産業観光課長。

○産業観光課長（奥野隆俊君）　保全管理という場合，不在地主で地元に所有者がいない耕作放棄地について，地域ぐるみでの取り組みの場合というか，草刈機の使用がどうかということでございます。

先ほど申し上げましたとおり，この草刈機につきましては，耕作放棄地を発生させない，保守しようということから出てきておりますので，先ほど御指摘のような不在地主の方での農地について，地域の方での取り組みというふうなこと，この趣旨に合ったものだろうというふうに思います。

ですので，矢掛町耕作放棄地対策協議会のほうで，こういった場合にも対象にしてはどうかなというふうなこと，協議させていただく中で，いろんなケースが出てこようかと思いますけれども，協議させていただきながら対応させていただきたいというふうに思いますので，よろしくお願いします。

それから，自治協議会のほうではなかなか予算がないというふうなことでございます。

先ほど申し上げましたとおり，無償譲渡の契約書を取り交わしまして，その利用・使用の条件，耕作放棄地対策だけじゃなくて，夏の草刈りであるとか，そういった事情については，各自治協議会の方に

お任せするということ，それからもし予算的にないような状況であれば利用料を徴収しても構いませんというふうなことでのお願いをしているところでございまして，そのあたりで各地域の状況に合わせた御利用をいただければというふうに思いますので，よろしくお願いいたします。

○議長（江尻健二君）　萩野君。

○８番（萩野清治君）　再質問に対しまして，お答えをいただきました。

保全管理とかいろんなことにつきまして，自治協議会とかいろんな方との協議をして対応していきたいということであります。

１年も草を刈らずにおりますと，川の中へ生える柳のようなものが生えてきてですね，普通の家庭用の草刈機ではもう刈れないというふうな状況になります。それから，町が持っている動力草刈機の場合は粉砕をするというんですか，細かくするわけなんですけれども，普通の草刈機の場合は，刈ったのがそのまま長いまま残ります。そうしますと，次の年に刈ろうと思いましたら，だんだん刈れなくなって，高く高く刈っていかなければならないというふうなこともありまして，個人の所有地については当然自己責任というようなのはわかりますけれども，地域でそういった農業ができるような環境を守っていく，保っていく，こういったことでの協力しようというふうなことについては，ぜひ対応をお願いをしたいというふうに思います。

それから，自治会の管理につきましては，自治会の方でもエンジンが焼き付いてそれを修繕すると１５万円もそれ以上もかかるかもわからんというふうなことで，自治協議会での取扱いをやめようというふうな地区も出ておるやに聞いておりますので，そういったことも，今後のどうあるべきか，耕作放棄地の状況等によってぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（江尻健二君）　お諮りいたします。少し早いようですけど，この際昼食などのため，午後１時まで休憩いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君）　異議なしと認めます。よって，午後１時まで休憩いたします。休憩。

午前１１時５２分　休憩

午後　１時　０分　再開

○議長（江尻健二君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開き，一般質問を続けます。

それでは４番，浅野毅君お願いします。４番，浅野君。

○４番（浅野　毅君）　それでは，４番，浅野でございます。

午後の部の１番バッターということで，やらせていただきます。１つ目が観月橋・流れ橋について。それからもう１つ，２番目が矢掛商業跡地の活用について。２点についてお聞きいたします。

まず，１番目の観月橋・流れ橋についてでございますが，かつて，小田川にかかる観月橋，いわゆる流れ橋は嵐山公園と矢掛を結ぶ橋として町民や矢掛を訪れる人に便利で，また，憩いの場所でもありました。矢掛小唄にも「一目千本　桜のかすみ　矢掛嵐山　京よりみごと」と唄われ町民の誇りでもありました。

矢掛の嵐山は，京都の嵐山に似ているということで嵐山と命名したと伝えられております。京都の嵐山，渡月橋は亀山天皇が橋の上空を移動していく月を眺めて「くまなき月の渡るに似る」というふうな唄を読まれておりまして，感想を述べたことから渡月橋と名付けられたと伝えられております。

京都の嵐山には渡月橋，矢掛嵐山には観月橋，いずれも月が付いておりまして，月をモチーフにしております。京都の渡月橋は長さが 155 メートル，幅が１１メートル，これは車が通れまして，車道２車線と歩道があります。橋脚と橋桁は鉄筋コンクリートでできておりますが，欄干のみは木造でできております。欄干が木造になっておりますのは，これは景勝地である嵐山の風景に溶け込むようにするためと言われております。

矢掛の町を茶臼山から観てみますと，小田川と一体となった町はまさに小京都であります。観月橋が再建されると，桂川にかかる京都嵐山・渡月橋のようにすばらしい景観となると思います。矢掛嵐山へ通じる観月橋は，矢掛の観光の目玉となり，矢掛の奥深さを全国に発信できると思います。

かつての観月橋の再建は，安全面で現実性がないとは思います。京都渡月橋をヒントに，と言っても車道は必要はないのですが,観月橋再建の検討をしていただければと思いますが,町の見解を問います。

検討ということでございますので，どうぞよろしくお願いします。

○議長（江尻健二君）　建設課長。

○建設課長（津島昭二君）　それでは，浅野議員さんの観月橋・流れ橋の再建についてということで,河川法の関係している建設課の立場でお答えをさせていただきます。

議員さんも十分認識された中での再建ということの検討提案であろうと思います。まずは，観月橋が無くなったというあたりから説明をさせていただきますと，これは小田川の河川改修の矢掛井堰の改築工事によって昨年度完全に前あった橋脚が姿を消したということでございます。

この流れ橋については，平成１３年から県との協議を進める中で，工事の着手前になります平成１７年の７月に観月橋の存続に関する要望ということで県民局長の方へ矢掛町から要望書を提出した経緯がございます。その中で，県からの回答でございますが，観月橋は河川改修の断面の中にありまして河川構造令を満たしていないということと，占用許可もできていないために新しい井堰の完成時には撤去してくださいということになっております。

その内容といたしましては，出水時に下流への被害が及ぶ恐れがある。そのほか，径間が狭く流木等が橋脚にかかり流水の阻害の危険性があること，そして改修後には井堰の上流に湛水するということで河床も下がっていくということの中で橋脚の保守・補強が必要になってくると，現状のままで置いておくと利用者についても非常に危険な状態になるでしょうと。

また，この流れ橋については占用許可がされておりませんという中で，治水上の問題からも新たな許可申請が出されても許可できないという回答の中で昨年完全に撤去されたということでございます。新たに河川内に工作物を設置するということになりますと，河川法によります河川区域内における工作物の設置の許可の基準によって建設するということになります。

潜水橋については，低水路に設置しないことを基本とすると，あと，潜水橋の上部構造が洪水時等には流出することのないような対策が必要でありますと基準書には書れておりますので，このことから，新たに施設を設置するということは不可能ではないという判断がされます。

しかしながら，議員さん先ほども言われてましたように，同質の橋では当然無理でしょうということで，安全・安心の観点から申しましても多くの問題が出てくるであろうと思います。先ほど京都の渡月橋をヒントにということでございました。渡月橋は京都府の道路として管理されている橋でございまして，これは当然議員さんが先ほど申されたように御存知だと思います。矢掛の場合，観月橋の位置に橋を計画しても，下流に弦橋がございます。橋梁の間の間隔が狭いということで道路事業での採択の方は

可能性はもうないというふうに考えております。

今後,住民の皆さんとか観光客からのニーズがあれば,矢掛の町並みの整備や嵐山の周辺整備により,橋の在り方でありますとか事業の効果等について観光担当課の方で今後調査や検討をすることになろうかと思います。橋の新設は，ただ単に便利だからだとか景観上良いとか，そういう理由では河川法はなかなか崩せない壁であるということでありますので，御理解の方いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（江尻健二君）　浅野君。

○４番（浅野　毅君）　撤去の過程からいろいろお話しいただきまして，ありがとうございます。

私も知らないことが多かったものでございますから。これでまあ，河川法の問題をいろいろ御説明いただいたんですが，非常にハード面で厳しいということは，難しいだろうと思います。

ただ，最後におっしゃった観光政策上としてどう考えるかという視点で御検討，勉強を，私自身も勉強したいと思うんですが，１回更に深めて研究していただければということをお願いして，これは終わります。

２番目，矢掛商業跡地の活用について，これはですね，現状は一般社団法人のバート・インターナショナルに１０年間貸与して，現在は，使用にはいろいろ条件があると思うんですが，貸与以前は，体育館や運動場は当然ながら町民の皆さんが比較的利用しやすかったように思います。

そういうことで,バートさんに貸与している現状では消防法等の契約上種々問題はあると思いますが,借主が未使用な部分について町民が使用しやすくできないものか検討願います。

非常に大きな敷地であり，建物でありますんで，できるだけ町民の皆さんが喜んで活用できるような状態，もちろんバートさん活躍していただいておるんですが，それにまして町民も参加して使わせていただければという思いでお願いをしております。

以上です。

○議長（江尻健二君）　総務企画課長。

○総務企画課長（山縣幸洋君）　それでは，浅野議員さん２点目の御質問で，矢掛商業高校跡地の活用について，ということでお答えをさせていただきます。

議員さんがおっしゃられましたとおり，旧矢掛商業高校跡地についてはバートに貸与いたしておりまして，バートが借り受けて管理をいたしております。

ただ,現在でも町や団体,いろいろな行事にそれぞれ活用させていただいておるところでございます。基本的には，町の行事，住民活動，地域振興に資する事業，そういったことであれば基本的には利用できますので，事前にバートに申請もしくは総務企画課の方へ御相談をいただければと思います。

基本的には，バート的にも未使用部分についてはウェルカムと言いますか，使用について特に協力をするという方針ですので，とりあえずは御相談いただけたらと思います。ただ，運動場については屋外ですので特に問題ございませんが，体育館，先ほど浅野議員さん，消防法と言われましたが，消防法の関係で一時的に使うのは届出により可能というふうにされているんですが，特に２階部分，これを定期的に使うとか，例えば一般開放して不特定多数の人が使うということになれば消防設備上改修整備等必要になりますので，制限があるということは御理解をいただきたいと思います。これは，当然町が所有してきたときも同じ状況ではございます。

後者につきましても同様ではございますが，現在北校舎の１階部分，一部用途を指定した利用がされ

ております。それから，その他の部屋につきましても，用途を定めた利用やテナント入居など予定されておりまして，現在，１階部分にカフェをオープンするという予定で準備を進めておられます。

今後，３階部分がサテライトオフィス，２階部分をインキュベーションスペース，というふうに予定されておりまして，南校舎でも「いきいきサロン」なども企画されているというふうに聞いております。

また一方で，南校舎の南，敷地の一番南なんですが，若干駐車できるようなスペースがあります。あそこを今，町の方で駐車場として活用を考えておるところです。

御承知のように本町では，道の駅の整備事業が着々と進んでおりますが，それに関連して，民間事業ではございますが，道の駅の連携施設ということで新聞にも載りましたが，「あかつきの蔵」というのが，今改修工事が進められております。この「あかつきの蔵」というのは，国の補助を受けて整備をされておりまして，先行してと言いますか，道の駅に先行して来年４月にはオープンを予定されております。

しかし，道の駅の完成というのは，当然来年の４月に間に合いませんので，対応策として今，旧矢掛商業高校跡地の南の一角，これを活用しようというふうに今検討いたしておるところでございます。

いずれにしましても，旧矢掛商業高校跡地というのは，もともとの施設が学校施設でございます。一般開放して不特定多数の方がいつでも利用できるといった特定施設ではございませんので，運動場とかそういう屋外は別にしまして，建物というのはやはり安全上先ほど言いましたように制限があります。ただ，基本的には可能な限り町民の皆様にも使っていただこういうことですので，バートに直接御相談いただくか，総務企画課の方へお声掛けいただければと思っておりますので，よろしくお願いします。

以上です。

○議長（江尻健二君）　浅野君。

○４番（浅野　毅君）　いろいろありがとうございました。

総務企画課の方へ，お借りする場合は一応原則空いておれば貸していただけるということと理解していいですということと，あと１つ，道の駅うんぬんの話がありましたが，矢掛商業の南のそこを貸せると，そういうような意味でしょうか。

もう１回すいません。この２点。

○議長（江尻健二君）　総務企画課長。

○総務企画課長（山縣幸洋君）　空きスペースの活用ということは，基本的には総務企画課に御相談いただいても構いませんが，基本的にはうちの方もバートに問合せをしての回答になると思いますので，とりあえずはお声掛けをしていただければ，うちの方で問合せなりしたいと思います。

それから，南側のスペースというのは先ほど言いましたように，「あかつきの蔵」というのが来年４月にできます。ただ，それに伴う駐車場というのは道の駅の連携施設という想定でありますので，道の駅が完成するまでは駐車場がないというのがあります。当面の対策として，土地としてスペースがありますので，そこを活用できたらということで検討いたしております。

○議長（江尻健二君）　浅野君。

○４番（浅野　毅君）　分かりました。いろいろありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（江尻健二君）　以上で本日予定しておりました方々の一般質問は，全て終了いたしました。

〜〜〜

○議長（江尻健二君）　お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ散会とし，次の本会議は明

日，木曜日午前９時３０分から再開したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君）　異議なしと認めます。よって，本日の会議はこの程度にとどめて散会とし，次の会議は明日，木曜日午前９時３０分から再開することに決しました。

皆さん，たいへん御苦労様でございました。

午後１時１８分　散会

平成２８年第５回矢掛町議会第４回定例会（第３号）

１．会議招集日時　平成２８年１２月８日　午前９時３０分

２．会議の開閉　（開会）　午前９時３０分
（議事）　午前９時３０分
（延会）　午前９時４７分

３．議員の出欠状況

議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
１	花川大志	出	２	川上淳司	出
３	土田正雄	出	４	浅野毅	出
５	山野豊久	出	６	髙岡一万	出
７	笹井愛子	出	８	萩野清治	出
９	植田修弘	出	１０	江尻健二	出
１１	青江茂	出	１２	守屋正晴	出

４．説明のために出席した者の職氏名

町長	山野通彦	副町長	武井道忠
教育長	嶋山英二	総務企画課長	山縣幸洋
町民課長	小川公一	保健福祉課長	松嶋良治
産業観光課長	奥野隆俊	建設課長	津島昭二
上下水道課長	渡邉孝一	教育課長	田中立志
矢掛病院事務長	稲田欽也	会計課長	藤原徳忠
介護老人保健施設事務長	丹下裕之	総務企画課主幹	三宅伸幸
総務企画課主幹	片岡崇		

５．出席した事務局職員

議会事務局長	奥村栄治	書記	笠行淳

６．議事日程

日程第１　議案第６６号　矢掛町職員給与条例等の一部を改正する条例制定について
議案第６７号　矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について
議案第６８号　矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議案第６９号　矢掛町保育園条例の一部を改正する条例制定について
議案第７０号　矢掛町賑わいのまちづくり基金条例制定について

議案第７１号　矢掛町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例制定について

日程第２　議案第７２号　辺地に係る総合整備計画（宇内地区・羽無地区第２期）の変更について

日程第３　議案第７３号　平成２８年度矢掛町一般会計補正予算（第３号）について

議案第７４号　平成２８年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について

議案第７５号　平成２８年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第２号）について

議案第７６号　平成２８年度矢掛町病院事業会計補正予算（第２号）について

議案第７７号　平成２８年度矢掛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について

議案第７８号　平成２８年度矢掛町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について

日程第４　請願第　２　号　地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める請願

日程第５　各常任委員会視察報告

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午前９時３０分　開議

○議長（江尻健二君）　皆さん，おはようございます。

昨日の会議に引き続き，御苦労様でございます。

ただいまの出席議員は，１２名であります。定足数に達しておりますので，直ちに本日の会議を開きます。

それでは，本日の議事日程は，お手許に配付のとおりであります。

～～～

日程第１　議案第６６号　矢掛町職員給与条例等の一部を改正する条例制定について
議案第６７号　矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について
議案第６８号　矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議案第６９号　矢掛町保育園条例の一部を改正する条例制定について
議案第７０号　矢掛町賑わいのまちづくり基金条例制定について
議案第７１号　矢掛町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例制定について

○議長（江尻健二君）　日程第１，議案第６６号から議案第７１号までの条例制定案件６件を一括議題といたします。

既に説明は終わっておりますので，直ちに質疑を行います。御質疑はありませんか。８番，萩野君。

○８番（萩野清治君）　私は，議案第７０号，矢掛町賑わいのまちづくり基金条例制定についての１，２点質問をさせていただきます。

当然これは委員会審議に付託されるわけですけれども，所管になるかどうかというのは私も分かりませんので，この場で質問をさせていただきたいと思います。

１つは，今回，矢掛町賑わいのまちづくり基金条例を制定をするということでの提案でありますが，その原資になるものが財政調整基金の金利といいますか，剰余金を充てるというふうなことであります。こういった財政調整基金の目的は，十分御承知の上での提案だろうと思いますが，こういったものを観光振興に限定したものに基金を作っていくというふうなことについてどうかと，そういったことに対する御説明をお願いしたい。

財政調整基金条例では，設置目的からずっとありまして，本来ならば剰余金はこの基金会計へ繰り入れるということになっております。今回補正予算でいったん繰り入れて，また基金へ，賑わいのまちづくり基金へ出すというふうな手法をとっておられるわけですけれども，こういったことの本来財政調整基金の持つ目的からしてどうかと，広く本来緊急事態とか何か町財政全体で問題が起こった時にこの基金は活用するというふうなことになっていると思うので，そういったことからこの質問をさせていただくと。

それともう１点，この条例の提案説明の中で，たしか総務企画課長の答弁の中にあったと思うのですが，いわゆる財政調整基金の利益剰余金，これは町長の錬金術で生み出したという説明があったと思うんですが，この言葉の意味合いはわかりませんが，町長の手柄で生み出したというふうにもとれるわけで，これは公式の場での発言としてどうかと，こういったことも含めて御説明をいただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（江尻健二君）　総務企画課長。

○総務企画課長（山縣幸洋君）　それでは，萩野議員さんの御質問で，賑わいのまちづくり基金条例に関連してになりますが，まず，財政調整基金の役割は申し上げられましたとおり，緊急の場合もありましょうし，後年度の安定した財源の確保，矢掛町の財源確保という意味もありますが，今回処分といいますか益が出ましたのが，通常の運用益と違いまして，今，財調，剰余金としましては４１億ぐらいございます。そのうち，三十数億を国債，地方債で運用いたしておりますが，そのうちの約半分，額面１７億を売却をいたしまして，それが約２２億で売却。１７億のものが２２億ですので，５億の利益が出たということが今回の運用益ということになります。ですから，財調自体が目減りしたわけではございません。もともと１７億のものをマイナス金利を利用して更にプラスの利益を得たということで，特別な手法によって財政調整基金自体が増えたと，その増えた部分を今回，観光振興に限定して今度は後年度にわたる安定した財源という意味合いで積んだというものでございます。

それから，財政調整基金を減らしたというわけではありませんので，ある意味そこから作り出した財源を組み替えたというかたちになります。

たしかに，条例上いったん財調に積みますので，今回の補正の様になりますが，結果的には財政調整基金のプラス財源を組み替えたというかたちになろうかと思います。

それから，私の答弁に若干言葉があったと思うんですが，ただこの手法というのは山野町長のアイデアで山野手法というふうに思いますが，なかなか職員レベルでそういうことを思いついたわけではありませんので，山野町長の考え，発想でこういったものをされましたので，そういう意味でお伝えをさせていただきました。

以上です。

○議長（江尻健二君）　萩野君。

○８番（萩野清治君）　山縣課長のほうから御答弁いただきましたが，この財政調整基金の目的とか，そういったものにつきましても，運用を安全な，有利な方法で管理をすると，保管をするというのがこの基金条例の目的になっておりますし，運用益は一般会計歳入歳出予算に計上して，この基金に繰り入れるということがこの４条の中で決められております。それから，今までの答弁の中でも財政調整基金は多ければ多いほうがいいというようなことも聞いております。

こういった意味合いの中から，いわゆる観光振興を私は否定する，反対ということではございませんが，本来ならば一般会計の予算の中で必要なものを，基金を作っていくというのが本来の筋で，剰余金は剰余金として財政基金にも乗せると，いったん戻したようなかたちでまた出すんですから，いわゆる財調へ影響は与えてないというふうなことですけれど，この条例の趣旨からすればどうかというふうなことで質問いたしました。

よろしくお願いします。

○議長（江尻健二君）　町長。

○町長（山野通彦君）　これは，私の目玉事業というふうに申し上げました。

これは多分，全国でもほとんどできてないんじゃないかなというふうに思いますが，今言われますように，財政調整基金，これはですね，ある程度裁量がある状況で，多分矢掛町での危機的状態が来たというときに，お金がないんだと，何を使えばいいんだということになれば，財政調整基金を使うだろうというふうに思います。

他の目的基金については，当然手は出しておりませんが，この件について，使い方が基金でありますけれど，国もよくやっていますが，一般会計使う金を基金へ積んで観光の事業に使うわけで，５億円をこの年度に全部観光の予算へ使うというのではなしに，やはり一般会計の予算へ充てるためにしておるわけであります。

国の方も，クッションをするときには必ず今のどの予算，国を調べてみられれば，いっぺんに使えなかったらそれを県の方へ基金を積むとか，やりながら年次でやっておって，それを今消化してきてる，福祉であれど何でもあります現在が。そういう趣旨でありますので，別に何も問題はありませんし，今，矢掛町で一番必要なところへ，これから趣旨を申し上げましたように，しっかり賑わいの町をつくって，子や孫が夢や希望をもって住める町を作ろうという趣旨の狙いでありますので，そのへんは御理解いただきたいと思います。

錬金術という言葉は私が言ったわけでして，これは，自分の思いを，これだけ一生懸命，命を懸けて，お金がない町，多年度収支でほとんど金があることはありません矢掛町で，税収が１０年間ほとんど増えてない，そういう中でどういうふうにして金を捻出していくのか，考えて，考えて，考え抜いて，工場誘致もしてきた。なかなかこういう時代ですから，人口も増えない，いろいろな知恵を考えた中でやった言葉でございますので，御理解いただければというふうに思います。

ちょっと考え方が違えば，自分の賛否をはっきり言っていただければ結構ですので，よろしくお願いをいたします。

○議長（江尻健二君）　萩野君。

○８番（萩野清治君）　町長のお気持ちは十分理解できますが，いわゆる財政調整基金も町民の貴重な税金，財産であるというようなことでありますので，町長の努力とかそういったものを否定するということではありませんけれども，そういうふうな公式の場での発言はどうかというふうに思ったことも事実であります。

以上で質問を終わります。

○議長（江尻健二君）　町長。

○町長（山野通彦君）　ちょっと気になることがございまして。

このお金は町民の財産だということですから，住民の財産ですから５億円ができたんでありまして，これをじーっと動いてなければ１円も増えておりません。

その点は御理解いただいて，町民のために，町のためにやっておるということは，議員との違いがあるかもわかりませんが，私の趣旨はそういう趣旨なので御理解いただきたいと思います。

○議長（江尻健二君）　ほかに質疑ありませんか。

〔なし〕

○議長（江尻健二君）　質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第６６号から議案第７１号までの条例制定案件は所管となる常任委員会に付託し，専門的な審査をお願いしたらと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君）　異議なしと認めます。よって，議案第６６号，矢掛町職員給与条例等の一部を改正する条例制定について，議案第６７号，矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について，議案第６８号，矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について，議案第７０号，矢掛町賑わい

のまちづくり基金条例制定については，所管の常任委員会である総務文教常任委員会に，また，議案第６９号，矢掛町保育園条例の一部を改正する条例制定について，議案第７１号，矢掛町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例制定については，所管の常任委員会である産業福祉常任委員会にそれぞれ付託することに決しました。

〜〜〜

日程第２　議案第７２号　辺地に係る総合整備計画（宇内地区・羽無地区第２期）の変更について

○議長（江尻健二君）　日程第２，議案第７２号を議題といたします。

これも既に説明は終わっておりますので，直ちに質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔なし〕

○議長（江尻健二君）　質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第７２号は所管となる予算決算常任委員会に付託し，審査をお願いしたらと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君）　異議なしと認めます。よって，議案第７２号，辺地に係る総合整備計画（宇内地区・羽無地区第２期）の変更については，予算決算常任委員会に付託することに決しました。

〜〜〜

日程第３　議案第７３号　平成２８年度矢掛町一般会計補正予算（第３号）について
議案第７４号　平成２８年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について
議案第７５号　平成２８年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第２号）について
議案第７６号　平成２８年度矢掛町病院事業会計補正予算（第２号）について
議案第７７号　平成２８年度矢掛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について
議案第７８号　平成２８年度矢掛町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について

○議長（江尻健二君）　日程第３，議案第７３号から議案第７８号までの補正予算案件６件を一括議題といたします。

既に説明は終わっておりますので，直ちに質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔なし〕

○議長（江尻健二君）　質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第７３号から議案第７８号までの補正予算案件は，所管となる予算決算常任委員会に付託し，審査をお願いしたらと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君）　異議なしと認めます。

よって，議案第７３号，平成２８年度矢掛町一般会計補正予算（第３号）について，議案第７４号，平成２８年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について，議案第７５号，平成２８年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第２号）について，議案第７６号，平成２８年度矢掛町病院事業会計補正予算（第２号）について，議案第７７号，平成２８年度矢掛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について，議案第７８号，平成２８年度矢掛町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）については，予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

〜〜〜

日程第４　請願第２号　地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める請願

〇議長（江尻健二君）　日程第４，請願第２号を議題といたします。

お諮りいたします。請願第２号は所管となる産業福祉常任委員会に付託し，審査をお願いしたらと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（江尻健二君）　異議なしと認めます。よって，請願第２号，地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める請願は，産業福祉常任委員会に審査付託することに決しました。

〜〜〜

日程第５　各常任委員会視察報告

〇議長（江尻健二君）　日程第５，各常任委員会視察報告を行います。

本件につきましては，総務文教常任委員会及び産業福祉常任委員会から報告書が提出され，お手許へ配付のとおりであります。各自御検討をお願いいたします。

〜〜〜

〇議長（江尻健二君）　お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて延会とし，次の会議を１４日の午前９時３０分から再開したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（江尻健二君）　異議なしと認めます。よって，本日の会議はこの程度にとどめて延会とし，次の本会議を１４日の午前９時３０分から再開することに決定しました。

ここで，念のためお知らせいたします。明日午前９時３０分から総務文教常任委員会が，午後１時３０分から産業福祉常任委員会，また，１２日の月曜日，午前９時３０分から予算決算常任委員会がいずれも全員協議会室において開催されますので，関係者の皆さんには御出席をお願いいたします。

本日予定しておりました審議は全て終了いたしました。

それでは，これにて延会といたします。

皆さま御苦労様でございました。

午前９時４７分　延会

平成２８年第５回矢掛町議会第４回定例会（第４号）

１．会議招集日時　平成２８年１２月１４日　午前９時３０分

２．会議の開閉　（開会）　午前　９時３０分
（議事）　午前　９時３０分
（閉会）　午前１０時　５分

３．議員の出欠状況

議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
１	花川大志	出	２	川上淳司	出
３	土田正雄	出	４	浅野毅	出
５	山野豊久	出	６	髙岡一万	出
７	笹井愛子	出	８	萩野清治	出
９	植田修弘	出	１０	江尻健二	出
１１	青江茂	出	１２	守屋正晴	出

４．説明のために出席した者の職氏名

町長	山野通彦	教育長	嶋山英二
総務企画課長	山縣幸洋	町民課長	小川公一
保健福祉課長	松嶋良治	産業観光課長	奥野隆俊
建設課長	津島昭二	上下水道課長	渡邉孝一
教育課長	田中立志	矢掛病院事務長	稲田欽也
会計課長	藤原徳忠	介護老人保健施設事務長	丹下裕之
総務企画課主幹	三宅伸幸	総務企画課主幹	片岡崇

５．出席した事務局職員

議会事務局長	奥村栄治	書記	笠行淳

６．議事日程

日程第１　委員長報告　議案第６６号　矢掛町職員給与条例等の一部を改正する条例制定について
議案第６７号　矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について
議案第６８号　矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議案第６９号　矢掛町保育園条例の一部を改正する条例制定について

議案第７０号　矢掛町賑わいのまちづくり基金条例制定について
議案第７１号　矢掛町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例制定について
議案第７２号　辺地に係る総合整備計画（宇内地区・羽無地区第２期）の変更について
議案第７３号　平成２８年度矢掛町一般会計補正予算（第３号）について
議案第７４号　平成２８年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について
議案第７５号　平成２８年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第２号）について
議案第７６号　平成２８年度矢掛町病院事業会計補正予算（第２号）について
議案第７７号　平成２８年度矢掛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について
議案第７８号　平成２８年度矢掛町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について
請願第　２　号　地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める請願
日程第２　発議第　４　号　地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前9時３０分　開議

○議長（江尻健二君）　皆さん，おはようございます。

８日の本会議に引き続き、御苦労様でございます。

ただいまの出席議員は１２名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。なお、武井副町長におかれましては、公務出張のため本日の会議を欠席させていただきたい旨の申し出がありましたので，御報告申し上げます。

本日の議事日程はお手許に配付のとおりであります。

～～

日程第１　委員長報告　議案第６６号　矢掛町職員給与条例等の一部を改正する条例制定について

議案第６７号　矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について

議案第６８号　矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議案第６９号　矢掛町保育園条例の一部を改正する条例制定について

議案第７０号　矢掛町賑わいのまちづくり基金条例制定について

議案第７１号　矢掛町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例制定について

議案第７２号　辺地に係る総合整備計画（宇内地区・羽無地区第２期）の変更について

議案第７３号　平成２８年度矢掛町一般会計補正予算（第３号）について

議案第７４号　平成２８年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算(第２号)について

議案第７５号　平成２８年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第２号）について

議案第７６号　平成２８年度矢掛町病院事業会計補正予算（第２号）について

議案第７７号　平成２８年度矢掛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について

議案第７８号　平成２８年度矢掛町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について

請願第　２　号　地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める請願

○議長（江尻健二君）　日程第１，議案第６６号から議案第７８号並びに請願第２号を一括議題として委員長報告を行います。

これらは，今月８日の本会議において委員会に付託された案件であります。委員会審査も終了しておりますので，報告していただきます。

まず，総務文教常任委員長，高岡一万君お願いいたします。６番，高岡君。

○６番（高岡一万君）　おはようございます。

命によりまして，総務文教常任委員会委員長報告を行います。

今月８日の本会議において付託を受けました，議案第６６号，矢掛町職員給与条例等の一部を改正す

る条例制定について，議案第６７号，矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について，議案第６８号，矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について，議案第７０号，矢掛町賑わいのまちづくり基金条例制定について，以上４議案について審査しましたので，その審査経過と結果について御報告いたします。

本委員会は，９日金曜日，午前９時３０分から全委員出席のもと，町長以下関係職員の説明を聴取しながら慎重に審査いたしました。

初めに，議案第６６号の矢掛町職員給与条例等の一部を改正する条例制定について，審査をいたしました。質疑の内容といたしましては，「介護休暇の形骸化にならないか。」の質問がありました。これに対し，執行部から「必要により取得するものであり，育児休暇と同じようなものと考えている。」との説明でありました。

質疑応答後，条例制定については全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第６７号の矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について，議案第６８号の矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については，質疑等もなく，条例制定について全会一致で原案を了といたしました。

次に，議案第７０号の矢掛町賑わいのまちづくり基金条例制定について審査をいたしました。質疑内容につきましては，「目的基金であるが，具体的には何があるのか。」また，「第７条に記載がある処分とは，具体的にどういう処分なのか。」「財政調整基金など，基金の考え方について。」等の質問がありました。回答といたしましては，「目的基金については，ソフト事業では地方創生の観光事業，イベントがある。ソフト・ハードともに，タイムリーに行う必要がある。」「第７条については，前例はないがペイ・オフの関係で地方債と預金の処分を規制している。」「基金の考え方については，上下関係というものはなく、それぞれの目的によるものである。」との回答でありました。

質疑応答後，条例制定について全会一致で原案を了といたしました。

以上が総務文教常任委員会に付託されました案件の審査概要であります。不足の点がありましたら，他の委員の補足をお願いいたしまして，総務文教常任委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（江尻健二君）　次に、産業福祉常任委員長，萩野清治君お願いいたします。８番，萩野君。

○８番（萩野清治君）　あらためまして，おはようございます。

命によりまして，産業福祉常任委員会の委員長報告を行います。

去る１２月８日の本会議において本委員会に付託を受けました，議案第６９号，矢掛町保育園条例の一部を改正する条例制定について，議案第７１号，矢掛町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例制定について，請願第２号，地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める請願につきまして，審査をいたしましたので，その審査経過と結果について御報告をいたします。

本委員会は，１２月９日午後１時３０分から全委員出席のもと，条例制定については町長以下関係職員の説明を聴取しながら慎重に審査をいたしました。はじめに，議案第６９号の矢掛町保育園条例の一部を改正する条例制定についての審査をいたしました。質疑の内容といたしましては，「条例制定の公布はいつからか。」の質問がありました。これに対して，執行部から「議決の日から。」との説明でありました。また，「入園希望者は増えるのか。」の質問に，「増えるとしても，若干であると思う。」との回答でありました。

質疑応答後，条例制定については全会一致で原案について了といたしました。

次に，議案第７１号の矢掛町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例制定につきましては，「制度改正の要点は。」，「推進委員会があるのか。」，「評価委員会の構成は。」，「農業委員には誰でもなれるのか。」，「農業委員の権限の範囲は。」，「推薦と公募の詳しい説明。」などの質疑応答後，条例制定については全会一致で原案について了といたしました。

また，請願第２号，地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める請願についてでございますが，紹介議員から説明を受けた後，審査を行いました。審査の中では，「財政運営上から，やむを得ない。」，「介護保険料が増えるが，やむを得ない。」，「心情的には理解できるが，財政面から反対もやむを得ない。」という反対意見と，「医療費抑制もわかるが，大局でみると見直しはどうか。」，「国の一方的な病床数削減計画の押し付けは，地域の医療体制を崩壊させる。」という賛成意見がありました。

審査の結果，請願を可とする意見も一部ありましたが，委員会としては不採択と決しました。

以上が，産業福祉常任委員会に付託されました案件の審査結果であります。審査内容に関しまして不足の点がありましたら，他の委員の補足をお願いいたしまして，産業福祉常任委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（江尻健二君）　続いて，予算決算常任委員長，守屋正晴君お願いいたします。１２番，守屋君。

○１２番（守屋正晴君）　それでは，予算決算常任委員会委員長報告を行います。

８日の本会議において付託を受けました，議案第７２号，辺地に係る総合整備計画（宇内地区・羽無地区第２期）の変更について並びに議案第７３号，平成２８年度矢掛町一般会計補正予算（第３号）について，議案第７４号，平成２８年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について，議案第７５号，平成２８年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第２号）について，議案第７６号，平成２８年度矢掛町病院事業会計補正予算（第２号）について，議案第７７号，平成２８年度矢掛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について，議案第７８号，平成２８年度矢掛町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）についての計７議案の審査のため，１２日午前９時３０分より予算決算常任委員会を開催し，全委員出席のもと，町長以下関係職員の出席を求め，質疑応答により慎重に審査をいたしました。

詳細な内容につきましては，会議録を御覧いただくこととして，概要について御報告いたします。

まず議案第７２号の辺地に係る総合整備計画（宇内地区・羽無地区第２期）の変更については，宇内地区の工期延長などについての質疑応答がありました。

審査の結果，計画の変更については全会一致で了とした次第であります。

次に，補正予算に関する審査内容及び結果についてであります。まず，議案第７３号の一般会計補正予算（第３号）についてであります。賑わいのまちづくり基金積立ての時期について，「なぜ今なのか理解できない。」という反対意見がありましたが，慎重に審議をした結果，賛成多数で了とした次第であります。

次に，議案第７４号から議案第７８号までの特別会計及び企業会計の補正予算に関しましては，議案第７６号，矢掛町病院事業会計及び議案第７７号の矢掛町農業集落排水事業特別会計に関して質問がありました。内容といたしましては，ＣＴの修繕費と施設の管理委託料についてであります。

その他の議案については質問等はありませんでした。

以上が，議案第７４号から７８号までの補正予算の審査概要でございますが，特別の異論はなく，全議案について全会一致で原案を了とした次第であります。

なお，執行部におかれましては本委員会での意見・要望等に十分留意され，なお一層適切な事務・業務の執行に努められますよう求めるものであります。

以上が，予算決算常任委員会に付託されました案件の審査概要と結果であります。

不足の点がありましたら，他の委員さんの補足をお願いいたしまして，予算決算常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（江尻健二君）　それぞれ委員長からの報告が終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔なし〕

○議長（江尻健二君）　質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。８番議員。

○８番（萩野清治君）　８番議員の萩野清治です。

請願第２号につきまして，私が委員長報告をしたわけなんですけれども，紹介議員という立場もありまして，請願そのものに賛成をする立場から討論を行います。

今回の請願の趣旨は，地域の実情に応じた医療提供体制を確立してほしいという内容でありますが，今，政府の方は医療改革方針に基づきまして全国で2025年の必要病床数を115～119万病床と推計をし，約１５万～１９万病床を削減する計画を立てております。そして，各都道府県に地域医療構想計画の策定を求めており，岡山県では，既に今年の４月に第７次岡山県保健医療計画に盛り込んだ地域医療構想を立てております。そしてその中で，2025年の必要病床数を20,174床と推計をし，4,046床，16.7パーセントの削減計画であります。特に，県北の医療圏では３０パーセントから４０パーセント強の削減となっております。

この計画のもとになっているのがレセプトのデータ活用で，医療機関が少ない過疎地域など，また，交通手段のない不便な地域，こういった所は必要な医療がなかなか受けられない。また，お金がなくて必要な医療が受けられないとか，手遅れや孤独死など，レセプトに反映されないデータも多いのではと思います。

こうした中で，国による一方的な病床削減が強行されると，地域の医療ニーズに十分対応できなくなるのではないかと思います。そしてまた，医療機関の経営基盤を揺るがすとともに，医療従事者の雇用喪失にもつながります。

したがって，地域の実情に応じた推定方式の見直しを特にお願いしたいということで，本請願の採択を特にお願いをいたしまして討論といたします。

○議長（江尻健二君）　ほかにございませんか。１１番，青江君。

○１１番（青江　茂君）　私たちはですね，過去においてもそうですけれども，現時点でもここから将来にわたってもそうですけれども，問われ続ける命題があります。それは，公益性というものをいかに担保していくか，公益性の担保，これを常に問われています。

そのためには，大きな２つの柱があると思います。１つは，持続可能な制度の確立，そしてもう１つは合理性のある財源の確保，私たちは次世代に対して責任のある，責任のとれる選択を常にする必要があるというふうに思います。

そのための計画であり，地域医療構想でなくてはならない。以上の観点から，この請願に対しては不採択を主張いたします。

○議長（江尻健二君）　ほかにございませんか。

〔なし〕

○議長（江尻健二君）　討論を終結いたします。

請願につきましては討論がありましたので，議案の性質上，議案第６６号から議案第７８号までと請願第２号につきまして，それぞれ分離して採決を行います。

お諮りいたします。議案第６６号から議案第７１号の条例制定関係，議案第７２号の辺地計画の変更案件，議案第７３号から議案第７８号の補正予算関係は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君）　異議なしと認めます。よって，議案第６６号，矢掛町職員給与条例等の一部を改正する条例制定について，議案第６７号，矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について，議案第６８号，矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について，議案第６９号，矢掛町保育園条例の一部を改正する条例制定について，議案第７０号，矢掛町賑わいのまちづくり基金条例制定について，議案第７１号，矢掛町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例制定について，議案第７２号，辺地に係る総合整備計画（宇内地区・羽無地区第２期）の変更について，議案第７３号，平成２８年度矢掛町一般会計補正予算（第３号）について，議案第７４号，平成２８年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について，議案第７５号，平成２８年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第２号）について，議案第７６号，平成２８年度矢掛町病院事業会計補正予算（第２号）について，議案第７７号，平成２８年度矢掛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について，議案第７８号，平成２８年度矢掛町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）については，原案のとおり可決決定されました。

次に，請願第２号，地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める請願につきまして，採決をいたします。請願第２号に対する委員長報告は，これを不採択とするものでありますが，本件に対し，先ほど賛成反対それぞれ討論がありましたので，起立による採決を行います。

なお，採決にあたっては案件を可とする原則に従って行います。

請願第２号，地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める請願について，採択に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（江尻健二君）　起立少数と認めます。よって，請願第２号，地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める請願は不採択と決しました。

お諮りいたします。ただいま全議員より，地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についての発議案が提出されました。これを日程に追加し，直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君）　異議なしと認めます。よって，これを日程に追加し，直ちに議題とすることに決しました。ここで，議案配付のため暫時休憩をいたしたいと思います。休憩。

〔暫時休憩〕

○議長（江尻健二君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開きます。

〜〜〜

日程第２　発議第４号　地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について

〇議長（江尻健二君）　日程第２，発議第４号，地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について，を議題といたします。

お諮りいたします。本案は全議員からの発議でありますので，会議規則第３９条第２項の規定により，提出者からの説明は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（江尻健二君）　異議なしと認めます。よって，提出者からの説明は省略することに決しました。この際，発議案を事務局長に朗読させます。事務局長。

〇議会事務局長（奥村栄治君）　〔発議第４号（案）朗読記載省略〕

〇議長（江尻健二君）　朗読が終わりました。これより質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔なし〕

〇議長（江尻健二君）　質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔なし〕

〇議長（江尻健二君）　討論を終結いたします。

ただいまから採決を行います。お諮りいたします。発議第４号は，原案のとおり措置することに決して御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（江尻健二君）　異議なしと認めます。よって，発議第４号，地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出については，原案のとおり措置することに決しました。

〜〜〜

〇議長（江尻健二君）　お諮りいたします。議会運営委員会の活動及び各常任委員会の所管部分の調査・研究並びに特別委員会での調査・研究については，議会での継続審査の議決が必要であります。

したがって，次期議会の会期・日程等の議会運営は閉会中の議会運営委員会の継続審査に，各常任委員会及び特別委員会での調査・研究については閉会中の各常任委員会及び特別委員会の継続審査にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（江尻健二君）　異議なしと認めます。よって，次期議会の会期・日程等の議会運営につきましては，閉会中の議会運営委員会の継続審査に，各常任委員会，特別委員会の調査・研究については閉会中の各常任委員会及び特別委員会の継続審査と決しました。

更にお諮りいたします。本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。会議規則第７条の規定により，本日をもって平成２８年第５回矢掛町議会第４回定例会を閉会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（江尻健二君）　異議なしと認めます。よって，平成２８年第５回矢掛町議会第４回定例会を閉会することに決しました。

閉会にあたり，町長から御挨拶があります。町長。

○町長（山野通彦君）　閉会にあたりまして，一言御挨拶を申し上げます。

平成２８年第５回矢掛町議会第４回定例会につきましては，９日間の会期でありましたが，上程いたしました条例改正や補正予算案など，１３議案につきまして慎重な御審議を賜り，それぞれ原案のとおり御決定いただきまして，まことにありがとうございました。議案並びに一般質問などで賜りました貴重な御意見や御提言につきましては，今後十分検討させていただきたいと存じます。さて，今議会の目玉として，矢掛町賑わいのまちづくり基金に伴う条例及び予算を計上させていただきました。活発な御審議をいただきまして，まことにありがとうございました。

昨年から観光元年と銘打って観光振興に取り組んでまいりましたが，当初は不安な状況であり，やってみて，そして結果を検証し，改善していくという流れの中で,民間の参入，そして地域の皆さんの御協力もあり，観光客も増え，観光地としての地位も上がってまいりました。

ここで，今後の観光振興に一層の活力と賑わいをもたらすことを目的に，この基金を設立させていただいたわけでございます。町民の方，そして町外の方から，この基金について多くの方から賛辞と期待の声をいただいており，しっかりと取り組む決意をしたところでございます。

国会でも，海外から滞在型の観光を実現させて地域経済の振興を図るため，総合型リゾート施設，ＩＲ整備推進法の法案が野党の対立激化の中，今日，可決を予定されておりますが，本町といたしましても，町外から観光客を呼び込み，また，こうした交流人口の増加が町を発展させ，ひいては定住促進施策などの事業とあいまって本町の人口増につながる効果があるものと考えております。

これから本格的に新年度の予算編成に着手いたしますが，振興計画の基本理念に沿って，また，人口増につながる事業など，選択と集中を基本にし，引き続き積極的に取り組んでまいりたいと存じます。議員の皆様におかれましては，いっそうの御理解と御協力を賜りますよう，よろしくお願いをいたします。

最後になりましたが，これからますます寒さも厳しくなってまいります。どうか，お体には十分御注意いただきますとともに，輝かしい新春を迎えられますよう御祈念申し上げまして閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

○議長（江尻健二君）　以上をもちまして，閉会といたします。

議員の皆様，また，職員の皆様には，これから寒さも一段と厳しくなってまいります。年末年始に向けてどうぞ御自愛ください。良いお年をお迎えください。

それでは皆さん，お疲れ様でございました。

なお，この後１０時３０分から全員協議会を開催いたしますので，議員の皆様，関係職員には全員協議会室へ御参集くださいますようお願いいたします。

お疲れ様でございました。

午前１０時５分　閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

平成　　年　　月　　日

矢掛町議会議長

矢掛町議会議員

矢掛町議会議員